

不登校児童生徒対策に向けた取組について

令和7年3月

全国都道府県教育長協議会第3部会

目 次

I 調査研究の趣旨	1
II 調査概要	2
III 調査結果	3
1 不登校要因の正確な把握について	3
2 不登校児童生徒の未然防止、早期発見・早期対応について	7
3 不登校児童生徒の学びの場の確保、学びの継続について	19
IV 調査のまとめ	43
V 調査票	52

I 調査研究の趣旨

小中学校の不登校児童生徒数は年々増加しており、令和5年度では約34万6千人と過去最多となっている。また、高等学校においても、令和2年度までは減少傾向であったが、令和3年度以降大きく増加しており、令和5年度の不登校生徒数は約6万9千人となっている。こうした状況において、文部科学省から「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」等の支援策が示されており、不登校対策は生徒指導上の喫緊の課題となっている。

不登校児童生徒への支援については、令和5年11月17日付文部科学省初等中等教育局長「不登校の児童生徒等への支援の充実について」で、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりが重要であること等が、改めて示されたところである。

高校生に関しては、令和6年2月13日付文部科学省初等中等教育局長「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について」で、不登校生徒の学習機会の確保を図るための、遠隔授業や通信教育の活用について明記されている。

一方で、生徒の不登校要因は一人一人異なり把握が困難であること等、実際の支援には多くの課題があることが見込まれており、現状の把握と課題の整理に向けた検討が必要である。

本調査研究は、各都道府県の課題、取組を共有するとともに、必要に応じて国に要望を行い、今後の取組を適切に進めていくことを目的とする。

Ⅱ 調査概要

1 調査対象

- (1) 各都道府県教育委員会・第3部会構成県指定都市教育委員会
- (2) 第3部会構成県市町村教育委員会

2 回答数

- (1) 47都道府県教育委員会・6指定都市教育委員会
 - ※ 義務教育に関する設問に関しては、回答数53（回収率98%）
 - 高校教育に関する設問に関しては、回答数51（回収率94%）
- (2) 346市町村等教育委員会（回収率92%）

3 調査方法

Webフォームによるアンケート調査

4 調査期間

令和6年8月13日～令和6年9月13日

5 調査票

別紙のとおり

6 調査内容

不登校児童生徒対策に向けた取組について

7 研究担当県

山形県、広島県

※ 都道府県・指定都市を数える単位は県、市町村を数える単位は市とする。

※ 調査結果の回答割合（%）については、特に断りのない限り、上記「2 回答数」にある数値を分母とする。

Ⅲ 調査結果

1 不登校要因の正確な把握について

(1) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 (以下、「問題行動等調査」)の課題(Q4)(自由記述)

文部科学省の委託調査(令和6年3月公表)により、問題行動等調査については、教師と児童生徒本人との認識のギャップにより、不登校の要因が「無気力・不安」に偏っていると指摘された。このため、令和5年度調査から、これまでの教師の主観に基づく「不登校の要因」から、「不登校児童生徒について把握した事実」の回答へ項目の見直しが行われた。

こうしたことから、調査項目の見直しに関する課題について聞いたところ、課題があるのが47県(88.7%)、186市(53.8%)、無しが4県(7.5%)、82市(23.7%)、無回答が2県(3.8%)、78市(22.5%)となっている。

課題があるとした回答を課題別に整理すると、①見直し後の項目内容に関する課題が17県、73市、②調査対象者(本人・保護者等)が18県、55市、③不登校の定義が6県、12市、④その他が12県、26市となっている。

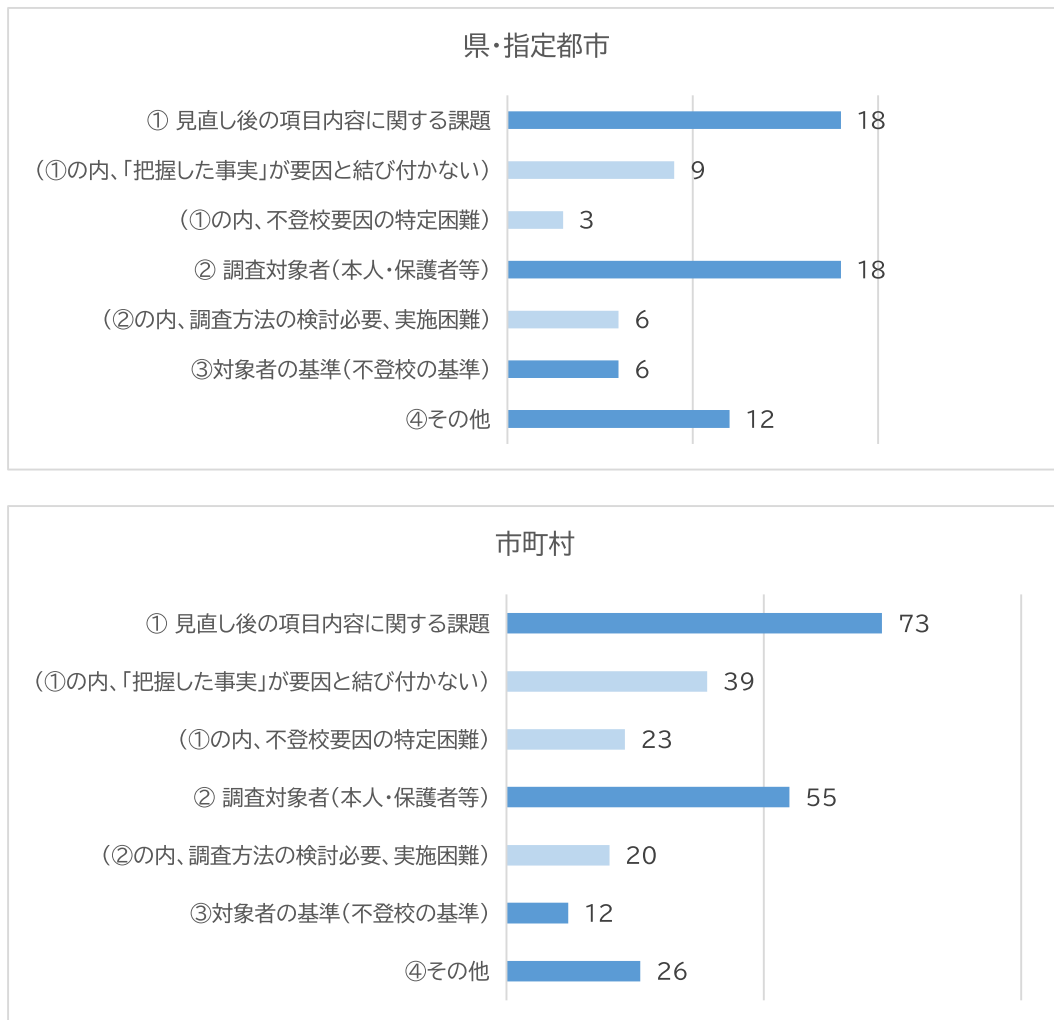
①見直し後の項目内容に関する課題については、教員と児童生徒との認識のギャップがある等、把握した事実が不登校の要因と結びつかないとの回答が多い(9県、39市)。また、不登校の要因は、複数の原因が複雑に関係し特定が困難等との回答も多い(3県、23市)。

②調査対象者については、要因を的確に把握するためには本人や保護者への調査が必要との回答が多い(18県、55市)。なお、児童生徒等への調査に当たっては、本人も不登校の理由が分からない場合が多いことや、精神的負担への配慮を指摘する回答が見られた(6県、20市)。

③不登校の定義については、例えば教育支援センター等に通う児童

生徒を校長が出席扱いとした場合も、問題行動等調査においては不登校者数として計上される等、支援の実態や社会情勢の変化と乖離しているとの指摘がある（3県、3市）。

[図 1] 問題行動等調査の課題



回答（主なもの）

- ・ 回答に主観が含まれないようにするために把握した事実を回答する項目としているが、要因の詳細を正確に把握するものになっていない。特に「11 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」「12 不安・抑うつ等の相談があった。」について、より詳細な項目とすることが望ましい。
- ・ 「不登校児童生徒について把握した事実」を回答するが、学校が把握したものであり、不登校の要因を正確に示すものではないため、不登校支援にどのように活用できるのか疑問がある。
- ・ 学校と児童生徒本人に認識の差異があり、「把握した事実」についても学校の認

識に基づく回答であり、実態と合っているかが不明。

- ・令和2年不登校児童生徒の実態調査（文部科学省）のように、不登校児童生徒及び保護者への調査を継続的に実施するとともに、その結果を公表する必要があると考える。
- ・不登校の要因を正確に把握するためにも児童生徒本人への調査は必要である。その際は、本人も要因についてわからないことが多いため、本人に負担のないよう十分な配慮をすることが重要と考える。
- ・不登校の要因について児童生徒本人や保護者も正確に把握していない場合や、両者にズレが見られる場合もある。正確な要因の把握はかなり難しい事例が多い。
- ・調査項目をいくら見直したり、詳細を把握しても真の要因にたどり着くのは難しく、調査より対策に向けた取組に注力すべき。
- ・教育支援センター等に通り校長が指導要録上出席扱いとした場合でも、本調査では不登校と計上される。多様な学びの場の確保が推進されていることから、この場合は不登校と扱わないこととしてもらいたい。

（参考）令和5年度問題行動等調査結果について

次表は、令和4・5年度の問題行動等調査結果を基に、不登校要因把握に関する各質問項目について、全回答に対する割合を算出したものである。

項目が「要因」から「把握した事実」に、回答方法が「主たるもの1つ、主たるもの以外2つまで」から「複数回答可」に変更となったが、「無気力・不安」に関する回答割合が大きい。

また、平均回答数について、小学校「1.47回（R4）→1.63回（R5）」、中学校「1.39回（R4）→1.48回（R5）」と、小さく増加している。

回答全体をみると、ポイントの増減はあるものの、大きな変化はないと考えられる。

不登校の要因把握に関する項目	R4	不登校の要因 (主たるもの1つ) (主たるもの以外2つまで)	学校に係るもの							家庭に係るもの			本人に係るもの					左記に該当なし		
			いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安					
	R5	不登校児童生徒について把握した事実(複数回答可)	いじめの被害の情報や相談があった。	いじめを除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。			学校のきまり等に関する相談があった。	入学、転編入学、進級時の不応による相談があった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。		生活リズムの不調に関する相談があった。	あそび、非行に関する情報や相談があった。	生活リズムの乱れ、あそび、非行の相談があった。	不安、抑うつに関する相談があった。	障害(疑い含む)に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	個別の配慮(13以外)についての求めや相談があった。	
全回答に対する割合	全国 小学校 (国公私)	R4 (全回答は主+主以外)	0.3	7.0	2.2	6.7	0.4	0.0	1.0	1.9	3.5	16.0	2.2	14.4	41.0					3.4
		R5	1.1	7.0	2.7	9.0			1.2	2.0	5.7	10.4		15.0	1.4	19.8	13.9	5.4	5.2	
	全国 中学校 (国公私)	R4 (全回答は主+主以外)	0.2	10.7	1.2	9.4	1.6	0.7	1.0	3.8	2.5	7.4	2.4	12.0	43.6					3.6
		R5	0.7	9.7	1.4	10.5			1.3	3.0	4.0	6.5		14.9	2.7	21.8	15.8	4.0	3.7	
														17.6	37.6					

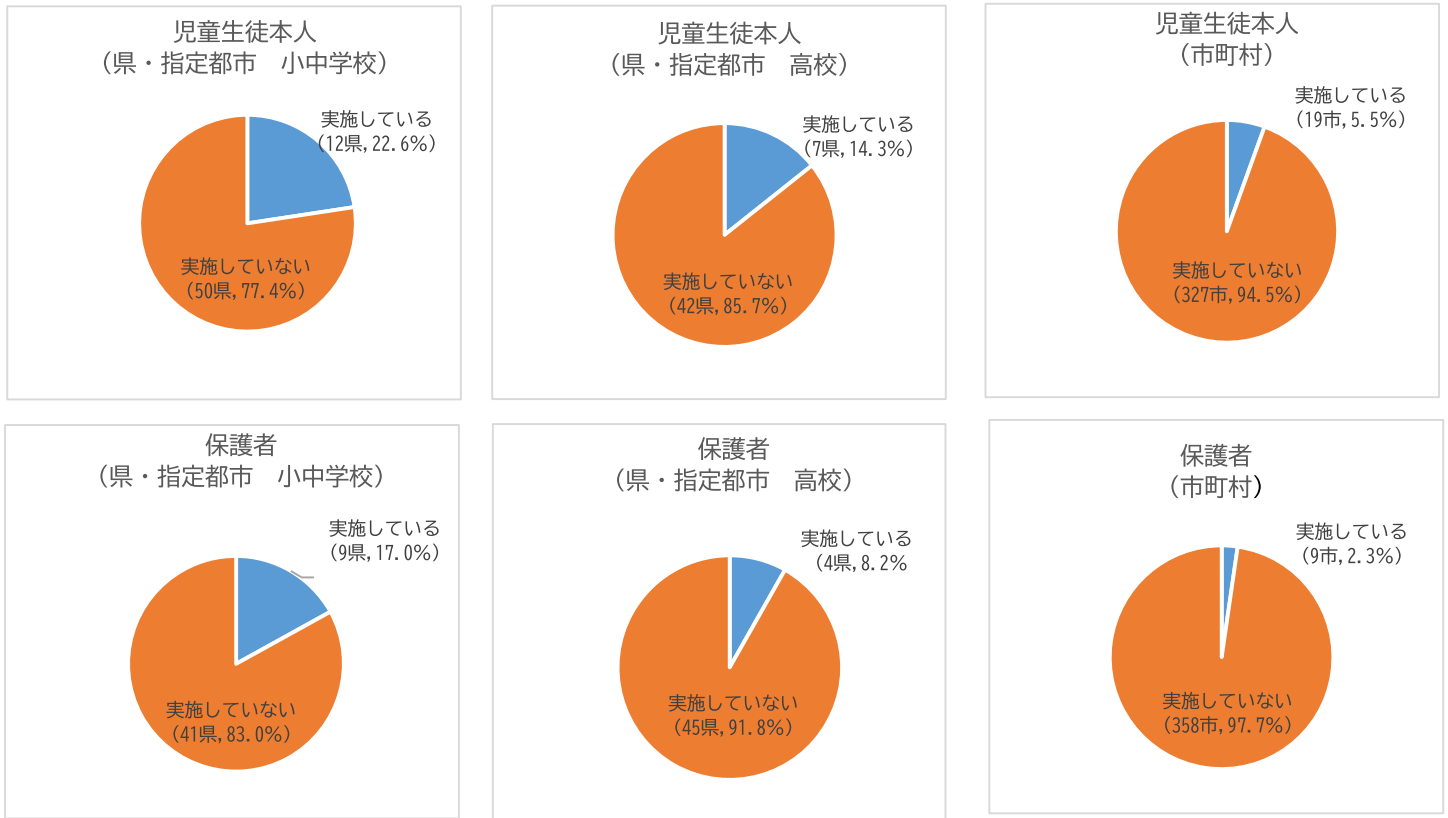
文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
調査結果より算出 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm)

(2) 児童生徒本人・保護者を対象とした不登校の実態調査 (Q5・6)

地方公共団体独自で不登校児童生徒本人や保護者を対象とした調査を実施しているかどうかを聞いたところ、児童生徒本人を対象に、県・指定都市で小中学校において実施しているが12県(22.6%)、高校が7県(14.3%)、市町村が19市(5.5%)となっている。また、保護者対象は、県・指定都市 小中学校9県(17.0%)、高校4県(8.2%)、市町村9市(2.3%)となっている。

実施地方公共団体における調査の実績について聞いたところ、不登校の状況や支援ニーズの把握、新たな支援策の展開につながった(10県、8市)とある一方、学校から本人・保護者への依頼が難しい場合がある、回答数が少ない(4市)といった回答がある。

[図2] 児童生徒本人・保護者を対象とした不登校の実態調査



2 不登校児童生徒の未然防止、早期発見・早期対応について

(1) 学校における不登校対策の体制について

ア 学校における不登校対策の体制上の課題 (Q7) (自由記述)

文部科学省の不登校対策「COCOLOプラン」においては、心の小さなSOSを見逃さない体制「チーム学校」による支援に向け、重要な役割を果たすスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー（以下SC・SSW）の拡充を推進している。

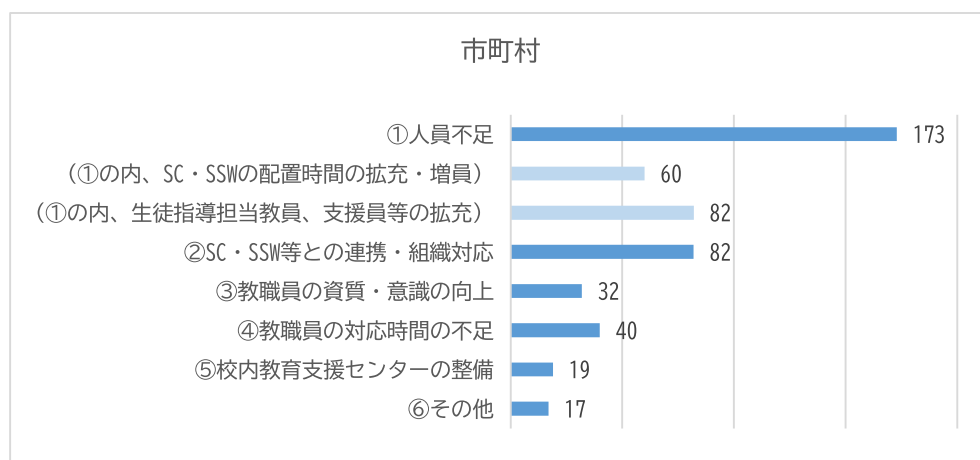
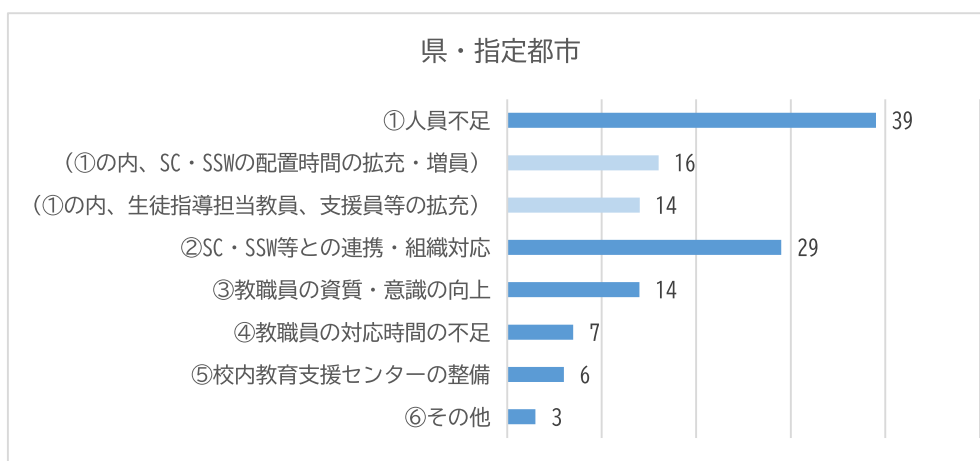
このため、不登校対策の推進に係る学校現場の体制上の課題について聞き、回答を整理したところ、課題があるのが52県（98.1%）、314市（90.8%）、無しが6市（1.7%）、無回答が1県（1.9%）、26市（7.5%）となっている。

課題があるとした回答を課題別に整理すると、①人員の不足（39県、173市）に関するものが最も多く、次いで②SC・SSW等と学校との連携や組織的対応（29県、82市）、③教職員の資質や意識の向上（14県、32市）、④教職員の対応時間の不足（7県、40

市)、⑤校内教育支援センターの整備(6県、19市)、⑥その他(3県、17市)となっている。

なお、①人員の不足については、ア SC・SSWの配置時間の拡充・増員(16県、60市)に関すること、イ 生徒指導担当教員や支援員の拡充(14県、82市)に関することに回答が整理された。

[図3] 学校における不登校対策の体制上の課題



回答(主なもの)

- ・ 教員の業務多忙の中、児童生徒一人一人に対応するためには、フリーで動ける生徒指導担当専任教員や支援員等の人員拡充が必要。
- ・ 教員の業務が多忙であるため、児童生徒へ十分な関わりができない状況にある。担任と連携して対応できる職員(生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、相談員など)の配置が必要。

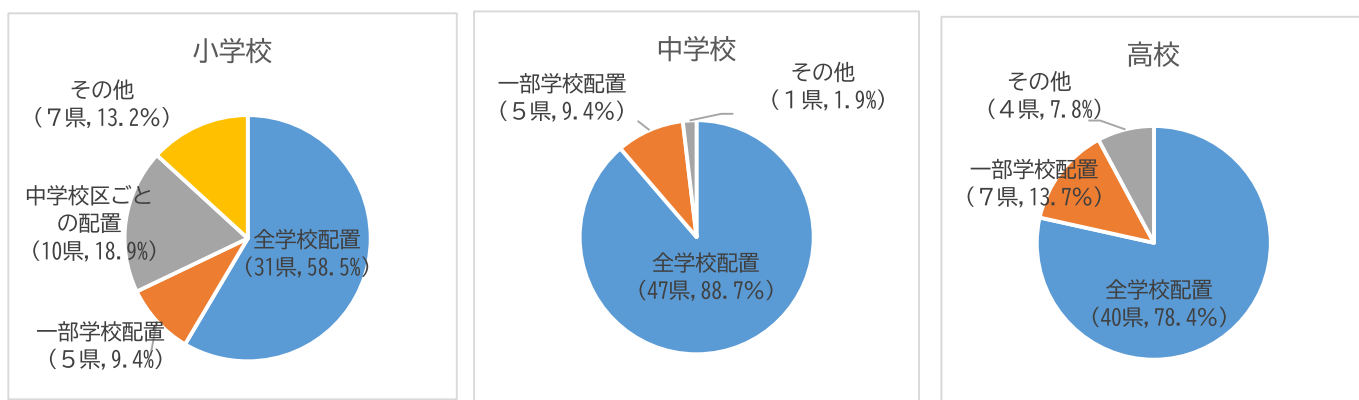
- ・教員が児童生徒一人一人とじっくり向き合う時間が確保できていない。また、S C等の専門的な見地からの分析が必要であるが、S C等の配置が十分でない。
- ・未然防止について、重要性の教職員間での共有や取組の徹底。また、教職員や支援員、S C等の連携による適切なアセスメントに基づくケース会議の開催。
- ・教師やS C、S S W等が連携した組織的な支援を行うための管理職のマネジメントが必要
- ・不安や悩みを抱えている児童生徒の問題を学校全体で共有し、教員が連携して対応する仕組みが必要
- ・人間関係作りなどのスキル教育、児童生徒の的確なアセスメント等、発達支持的生徒指導を行うための教職員の資質向上が必要。
- ・校内教育支援センター等で対応するための人員が不足している。空き時間の教員が対応をする場合、その教員の他の業務を圧迫する。
- ・授業のオンライン配信等、I C Tの効果的な活用の工夫

イ スクールカウンセラーの配置について（Q8・9）

S Cの配置の現状について聞いたところ（県・指定都市のみ）、小学校では、全学校配置が31県（58.5%）、一部学校配置が5県（9.4%）、中学校区ごとの配置が10県（18.9%）、中学校では、全学校配置が47県（88.7%）、一部学校配置が5県（9.4%）、高校では、全学校配置が40県（78.4%）、一部学校配置が7県（13.7%）となっている。

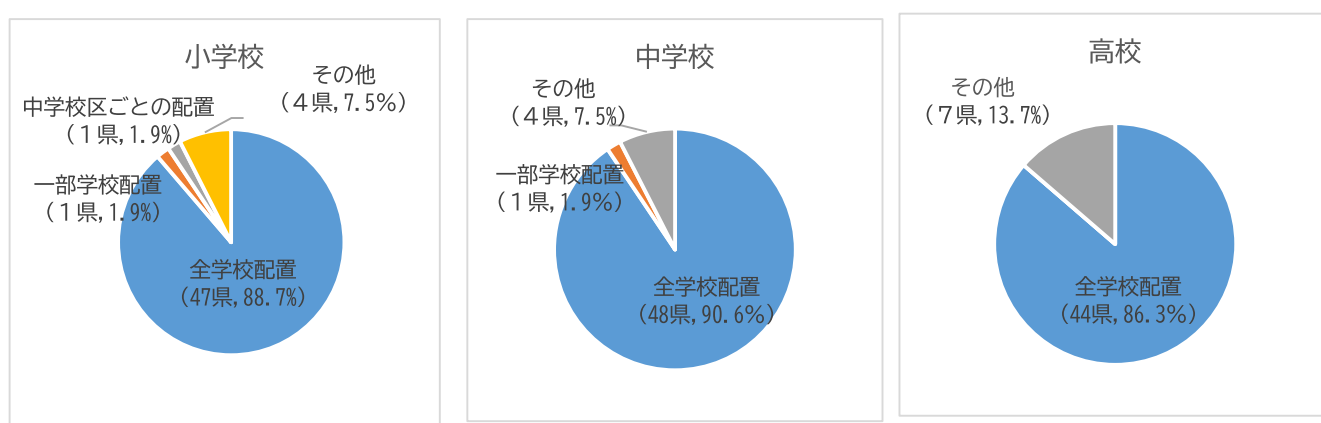
配置時間については、年450時間程度/人～年18時間程度/人と地方公共団体によって差が大きい。

[図 4] S C の 配 置 状 況



一方、S C のあるべき配置状況について聞いたところは、小学校では、全学校配置が 47 県 (88.7%)、一部学校配置が 1 県 (1.9%)、中学校区ごとの配置が 1 県 (1.9%)、中学校では、全学校配置が 48 県 (90.6%)、一部学校配置が 1 県 (1.9%)、高校では、全学校配置が 44 県 (90.6%) となっている。なお、配置時間については概ね全ての県で現状より増やすべきとの回答であることから、現状の配置時間数では不登校等児童生徒への支援として足りていないことがうかがえる。

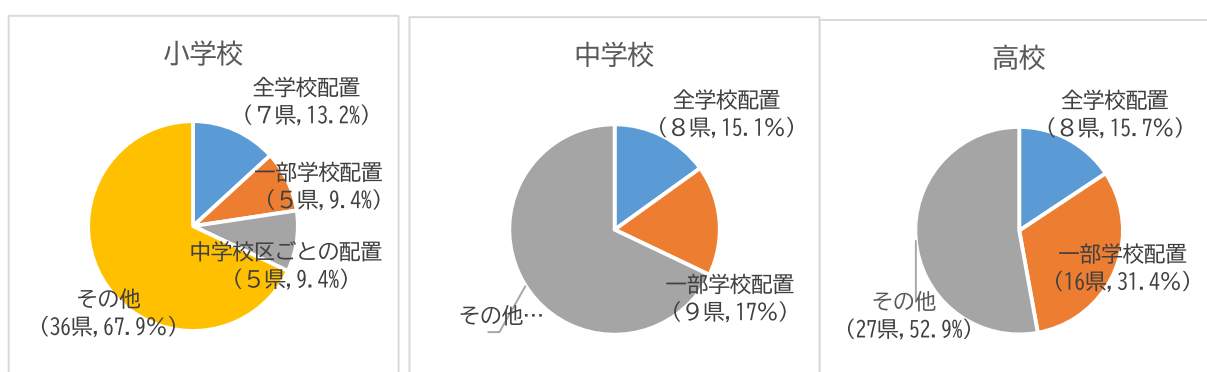
[図 5] S C のあるべき配置状況



ウ スクールソーシャルワーカーの配置について（Q10・11）

SSWの配置の現状について聞いたところ（県・指定都市のみ）、小学校では、全学校配置が7県（13.2%）、一部学校配置が5県（9.4%）、中学校区ごとの配置が5県（9.4%）、その他が36県（67.9%）であり、その他では、市町村教育委員会配置が13県、教育事務所配置が10県、拠点校配置が3県、複合型が7県、巡回型及びエリア配置、配置なしが1県ずつである。中学校では、全学校配置が8県（15.1%）、一部学校配置が9県（17%）、その他が36県（67.9%）であり、その他では、市町村教育委員会配置が16県、教育事務所配置が9県、拠点校配置が2県、複合型が7県、エリア型及び配置なしが1県ずつである。高校では、全学校配置が8県（15.7%）、一部学校配置が16県（31.4%）、その他が27県（52.9%）であり、その他では、教育事務所配置が7県、教育委員会配置が10県、拠点校配置が5県、複合型が3県、業務委託及び配置なしが1県ずつである。配置時間については、年1,400時間程度/人～年70時間程度/人と地方公共団体によって差が大きい。

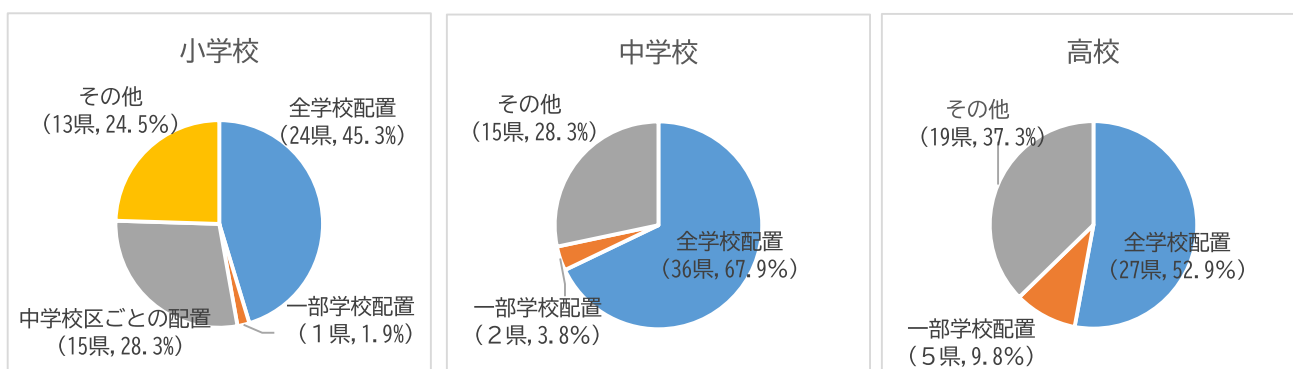
〔図6〕SSWの配置状況



また、SSWのあるべき配置状況について聞いたところ、小学校では、全学校配置が24県（45.3%）、一部学校配置が1県（1.9%）、中学校区ごとの配置が15県（28.3%）、中学校では、全学校配置が36県（67.9%）、一部学校配置が2県（3.8%）、高校では、全学校配置が27県（52.9%）、一部学校配置が5県（9.8%）と

なっている。なお、配置時間については概ね全ての県で現状より増やすべきとの回答であることから、現状の配置時間数では不登校等児童生徒への支援として足りていないことがうかがえる。

〔図 7〕 S S Wのあるべき配置状況



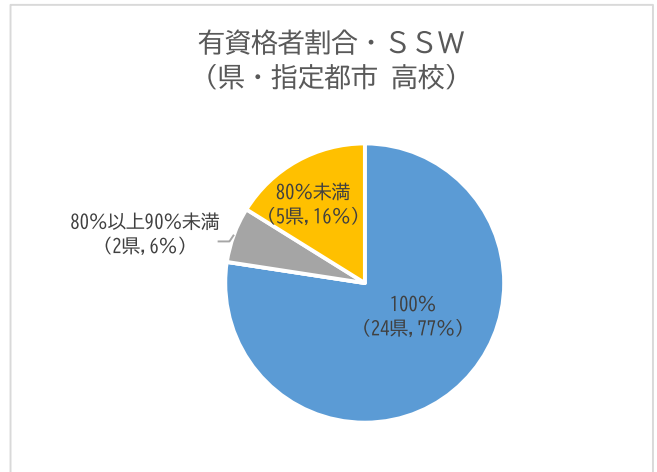
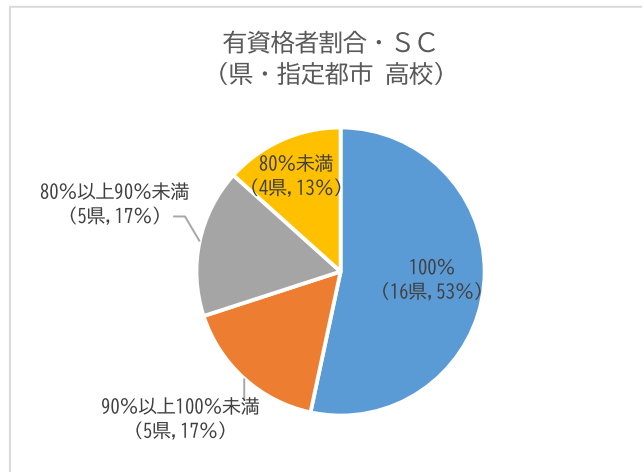
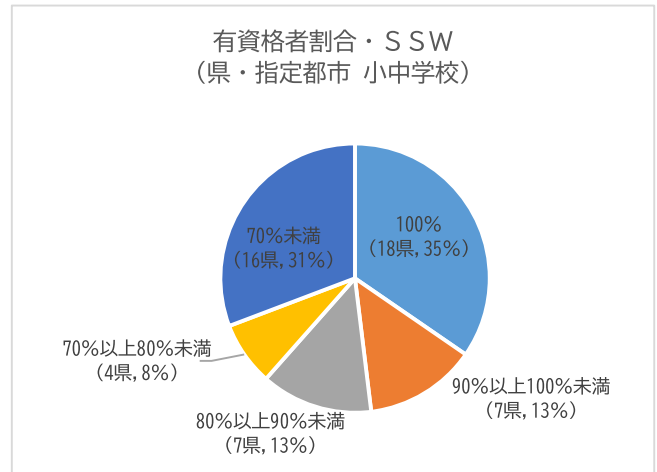
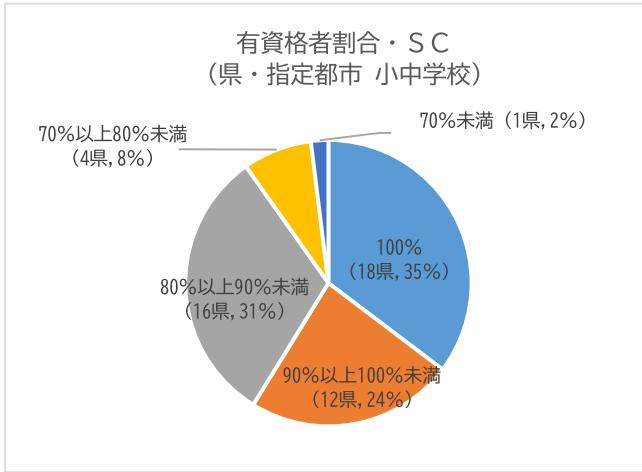
エ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて有資格者の配置状況 (Q12)

S C・S S Wの有資格者の配置状況について聞いたところ（県・指定都市のみ）、小中学校のS Cについては、有資格者割合100%が18県（35%）、90%以上100%未満が12県（24%）、80%以上90%未満が16県（31%）、70%以上80%未満が4県（8%）、70%未満が1県（2%）となっている。

小中学校のS S Wについては、有資格者割合100%が18県（35%）、90%以上100%未満が7県（13%）、80%以上90%未満が7県（13%）、70%以上80%未満が4県（8%）、70%未満が16県（31%）であり、S Cに比べ有資格者の割合が低い。

高校については、小中学校に比べ全配置数が小さいこともあり、S C・S S W共に有資格者の割合が高い。

[図 8] S C ・ S S W の有資格者の配置状況



オ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて人員確保の課題（Q13）

SC・SSWの人員確保の課題について聞いたところ（県・指定都市のみ）、課題があるのが52県（98.1%）、無しが1県（1.9%）となっている。

課題があるとした回答を課題別に整理すると、①有資格が少ない・なり手不足（24県）、②地域差・郡部の配置（20県）、③資質向上・教員との連携（19県）、④雇用不安定（8県）、⑤その他（6県）となっている。

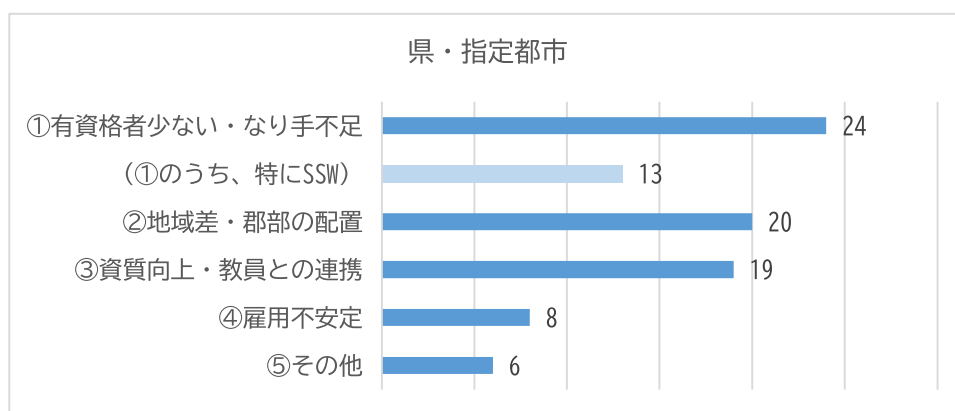
①有資格が少ない・なり手不足については、有資格者割合の高い都道府県からも回答があり、有資格者の確保に苦慮していることがうかがえる。また、SSWの有資格者が少ない等のSSWに関する回答が13県ある。

②地域差・郡部の配置については、郡部に有資格者がいない、郡部への通勤困難等の回答がある。

③資質向上・教員との連携については、学校現場で対応するための研修が必要、教員と連携できる経験者の確保等の回答がある。

④雇用不安定については、単年度契約で収入不安定であり安定した確保が困難等の回答がある。

[図9] SC・SSWの人員確保の課題



回答（主なもの）

- ・有資格者が少なく確保に苦慮している。また、なり手が不足している。
- ・SSWのニーズに対して、有資格者及び経験者が少ない。
- ・労働環境改善（PC貸与や通信費支給等）や報酬の改善等、SSWのなり不足対策が必要
- ・地域によって人材の有無に差があり、郡部では人材の確保が困難である。
- ・有資格者が一定数いるが、勤務可能地域に偏りがある。
- ・SCの資格である臨床心理士と公認心理師、SSWの資格である社会福祉士と精神保健福祉士は、学校現場のための資格ではないため、学校現場でのカウンセリングやソーシャルワークを行うための研修が必要。
- ・常勤採用ではなく、翌年の勤務や収入が保証されていないため、優秀な人材が他の安定している職（病院のカウンセラー等）を選択している。
- ・特にSSWについて、家庭環境の複雑化から対応が困難な事例が増加しており、経験の浅いSSWが対応に苦慮し離職や次年度の採用を望まないケースもある。

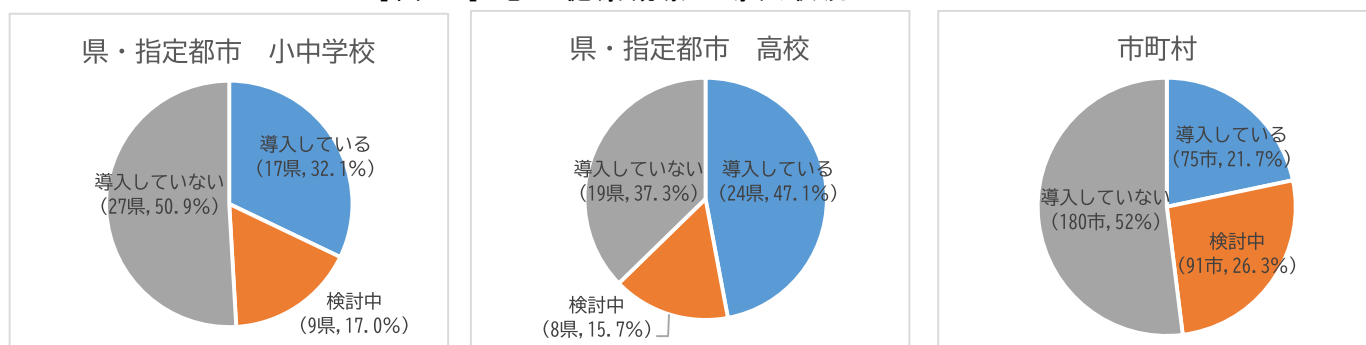
（２）心の健康観察について

ア 心の健康観察導入状況（Q14）

文部科学省の不登校対策「COCOLOプラン」においては、心身の変化の早期発見や相談機会の増加のために、1人1台端末を活用した心の健康観察を推進している。

このため、心の健康観察の導入状況について聞いたところ、導入済・導入予定は、県・指定都市では、小中学校で19県（32.1%）、高校24県（47.1%）、市町村75市（21.7%）であり、特に市町村の導入が進んでいない状況となっている。

〔図 10〕 心の健康観察の導入状況



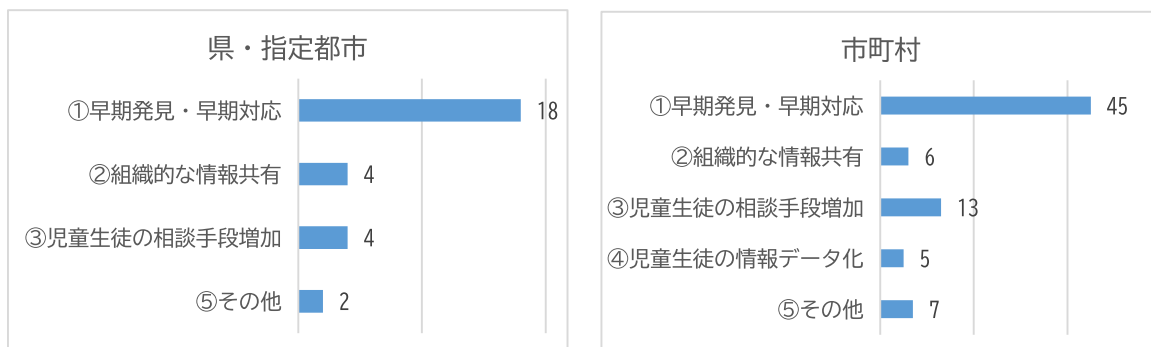
イ 心の健康観察の導入効果（Q15）

導入している地方公共団体に心の健康観察の導入効果について聞き、回答を整理したところ、①早期発見・早期対応の推進（18県、45市）、②校内での組織的な情報共有の推進（4県、6市）、③児童生徒が相談する手段の増加（4県、市13市）、④児童生徒の情報のデータ化の推進（0県、5市）⑤その他（2県、7市）となっている。

①早期発見・早期対応の推進については、小さな変化・SOSへの気づきや対応の迅速化等の回答が多い。自殺等につながるリスクの高い子どもの発見との回答も見られる。

②組織共有・校内情報共有の推進については、養護教諭を中心とした組織的な把握が可能等の回答がある。

[図 11] 心の健康観察の導入効果



回答（主なもの）

- ・大きな問題はないとみなしていた子どもに悩みがあることがわかり、対応できた。
- ・児童生徒の心を可視化することで、組織的な見守り体制に繋がっている。
- ・声に出して直接言えない子どもが、メールツールを使うことで悩み等を容易に訴えることができるようになった。

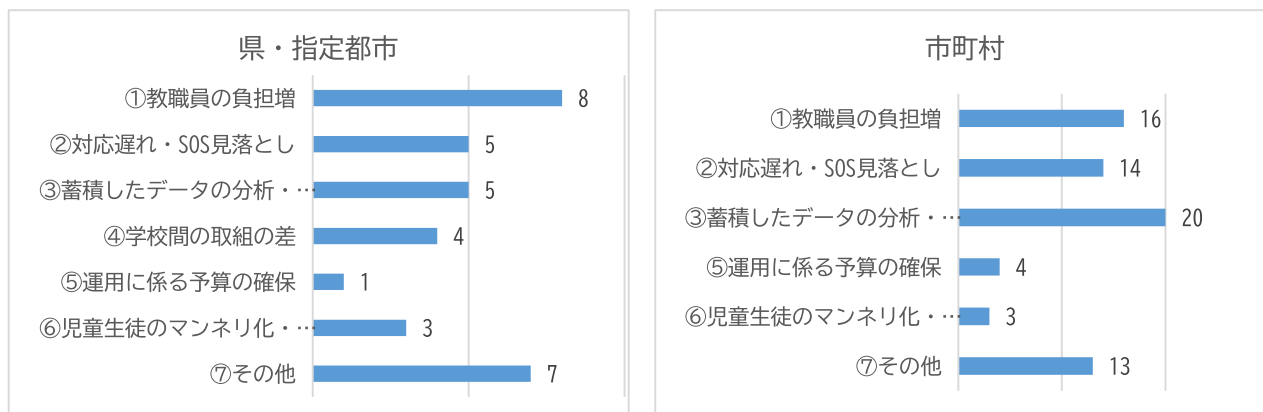
ウ 心の健康観察の運用課題（Q16）（自由記述）

導入している地方公共団体に心の健康観察を運用するにあたっての課題を聞き、回答を整理したところ、①教職員の負担増（8県、16市）、②対応の遅れ・SOSの見落とし（5県、14市）、③蓄積したデータの分析・活用方法（5県、20市）、④学校間の取組みの差（4

県、0市)⑤運用に係る予算の確保(1県、4市)⑥児童生徒のマンネリ化・負担(3県、3市)、⑦その他(7県、13市)となっている。

特に市町村においては、③蓄積したデータの分析・活用方法との回答が最も多い。

[図 12] 心の健康観察の運用課題



回答(主なもの)

- ・児童生徒全員を毎日チェックすることによる、教職員の多忙化。また、チェックするタイミングや時間の確保。
- ・子どものSOSに対して、見落としなく確実に対応すること
- ・児童の状況の変化を数値化し、データ化はできているが、それを分析するまでには至っていない。

エ 心の健康観察データと他のデータを組み合わせた分析(Q17・18)

導入している地方公共団体に心の健康観察のデータと他のデータを組み合わせた分析の実施について聞いたところ、実施しているのは、県・指定都市の小中学校1県(5.9%)、市町村3市(4%)となっている。

組み合わせているデータは「Q-Uテスト」や「成績」、「学校での児童生徒へのアンケート」等となっている。

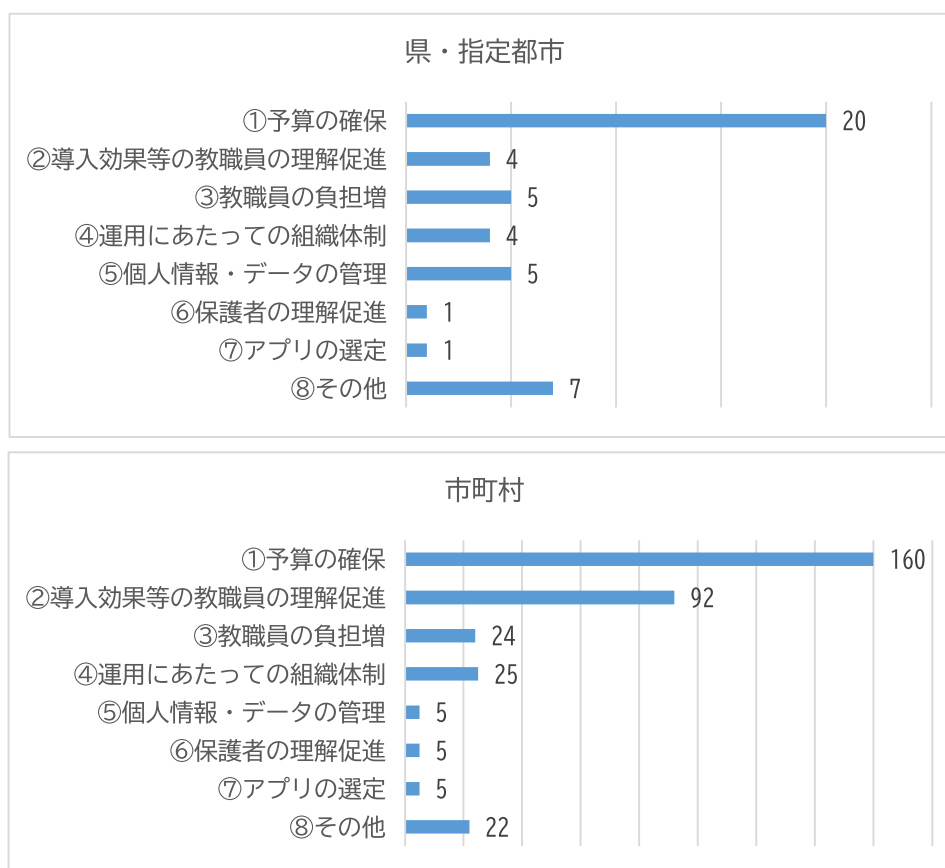
分析結果は、SC・SSWと結果を共有し支援策の検討に活用しているとの回答がある。

オ 心の健康観察の導入課題（Q19）（自由記述）

導入していない地方公共団体に心の健康観察を導入する際の課題について聞き、回答を整理したところ、①予算の確保（20県、160市）、②導入効果等の教職員の理解促進（4県、92市）、③教職員の負担増（5県、24市）、④運用にあたっての組織体制（4県、25市）、⑤個人情報・データの管理（5県、5市）、⑥保護者の理解促進（1県、5市）、⑦アプリの選定（1県、5市）、⑧その他（7県、22市）となっている。

特に市町村において、①予算の確保、②導入効果等の教職員の理解促進との回答が多い。

〔図 13〕 心の健康観察の導入課題



回答（主なもの）

- ・児童生徒が発出した悩みについて、聞き取りや関係児童生徒との突き合わせなど、担任が休み時間にその対応に追われるのではないかと懸念している。
- ・データを効果的に活用し、丁寧に対応するための体制の構築が必要
- ・活用方法を理解し、分析・対応までの流れを共有、徹底することが難しい。
- ・教職員の趣旨理解及び分析・活用方法の理解が必要
- ・児童生徒の入力時間の確保と教員の入力状況を確認するための時間の確保
- ・導入効果や活用方法、導入・運用の経費など不明な点がある。

3 不登校児童生徒の学びの場の確保、学びの継続について

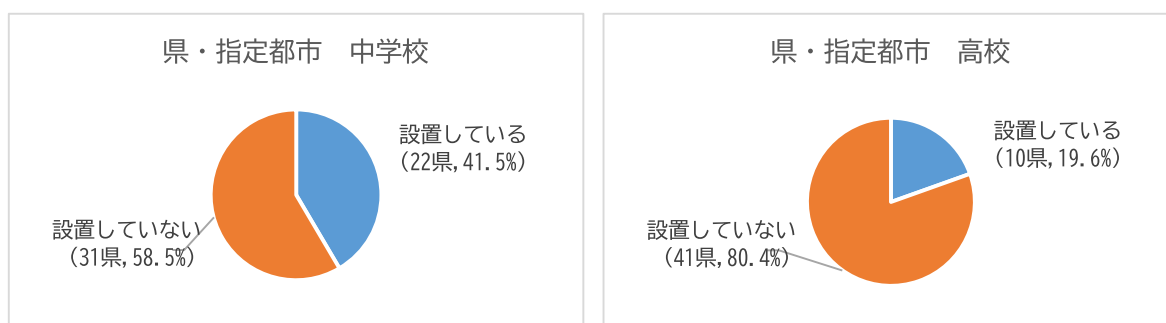
(1) 校内教育支援センターについて

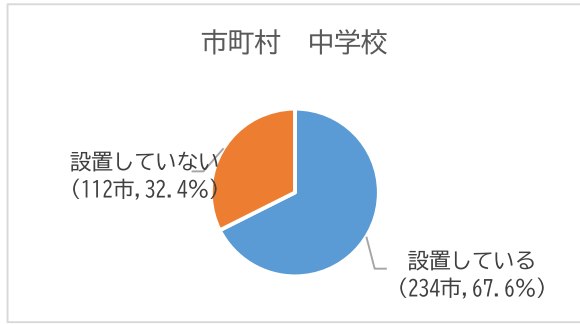
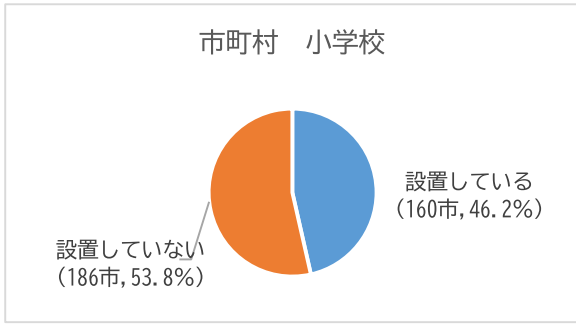
ア 校内教育支援センターの設置状況について（Q20～24）

「COCOLOプラン」においては、自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を学校内に設置する目的で校内教育支援センターの設置を促進しているところである。

このため、各地方公共団体の校内教育支援センターの設置状況を聞いたところ、県・指定都市では、中学校で設置しているのが22県（41.5%）、設置なし31県（58.5%）、高校は、設置10県（19.6%）、設置なし41県（80.4%）となっている。市町村では、小学校で設置しているのが160市（46.2%）、設置なし186市（53.8%）、中学校は、設置234市（67.6%）、設置なし112市（32.4%）となっている。このことから、市町村の中学校は比較的設置が進んでいる状況だと分かる。

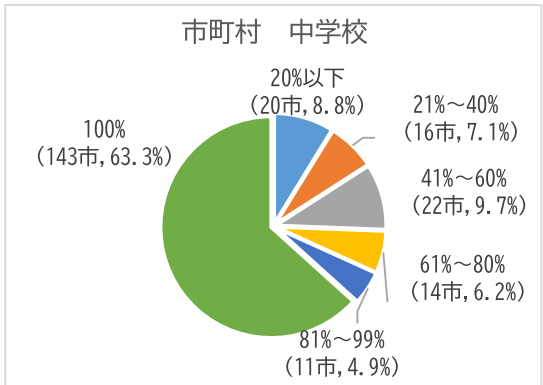
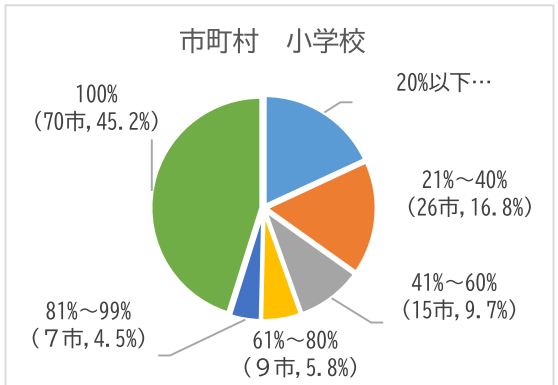
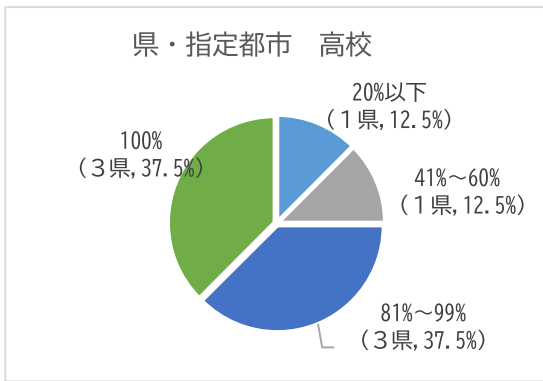
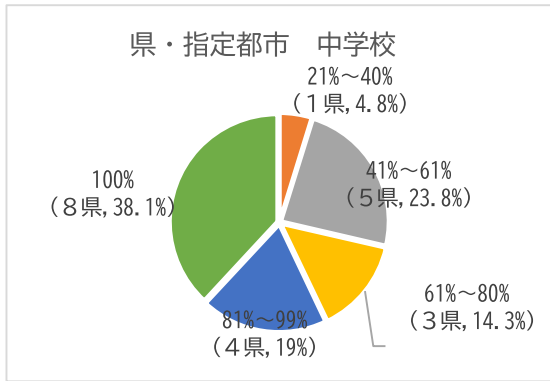
[図 14] 校内教育支援センターの設置状況





校内教育支援センターを設置している地方公共団体における学校別の設置率は、県・指定都市では、中学校で100%設置しているのが8県（38.1%）、高校は100%が3県（37.5%）、市町村では、小学校で100%が70市（45.2%）、中学校は100%が143市（63.3%）となっている。このことから、校内教育支援センターの設置割合が半数を超えているのは市町村の中学校のみであることが分かる。

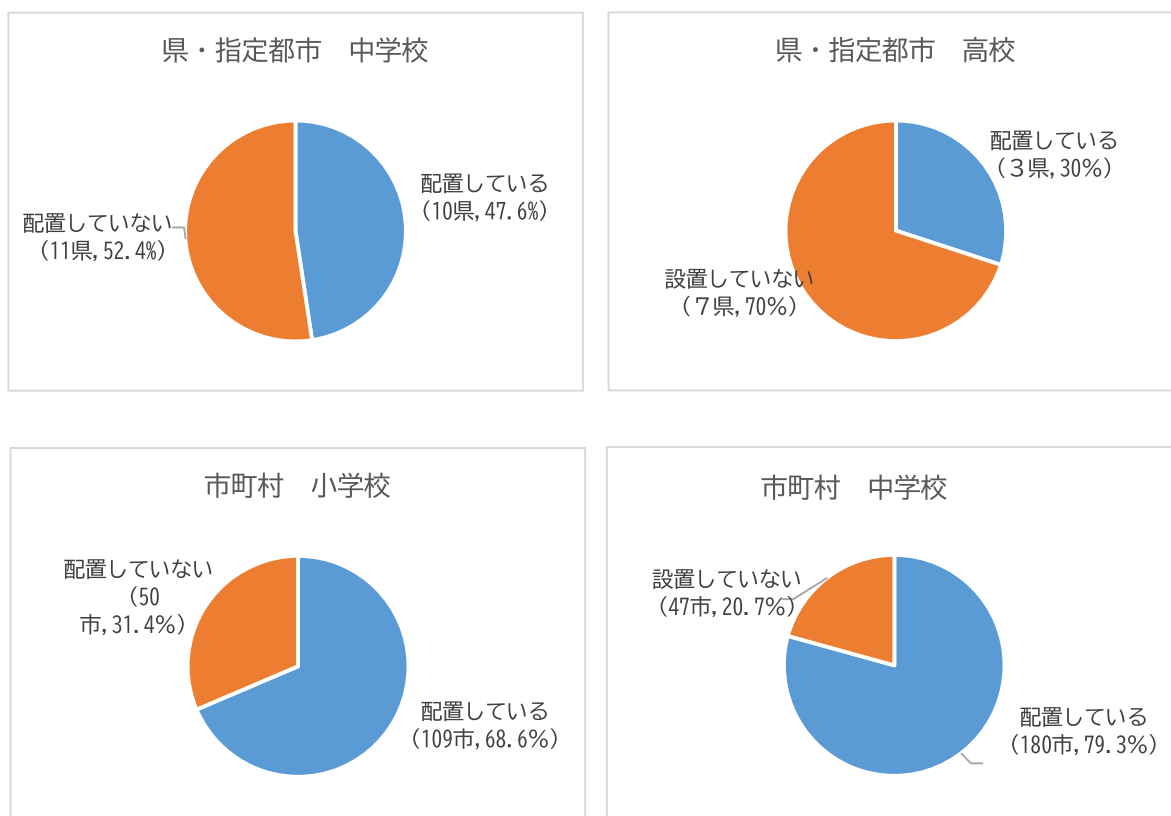
[図 15] 校内教育支援センターを設置している地方公共団体における学校別の設置率



イ 専任の人員の配置状況について

校内教育支援センターを設置している地方公共団体に対し、専任の人員の配置状況を聞いたところ、県・指定都市は、中学校で配置しているのが10県（47.6%）、配置していない11県（52.4%）、高校は、配置している3県（30%）、配置していない7県（70%）となっている。市町村は、小学校で配置している109市（68.6%）、配置していない50市（31.4%）、中学校は、配置している180市（79.3%）、配置していない47市（20.7%）となっている。このことから、地方公共団体において設置されている校内教育支援センターに必ずしも専任の人員が配置されていないことが分かる。

[図 16] 校内教育支援センターにおける専任人員の配置状況



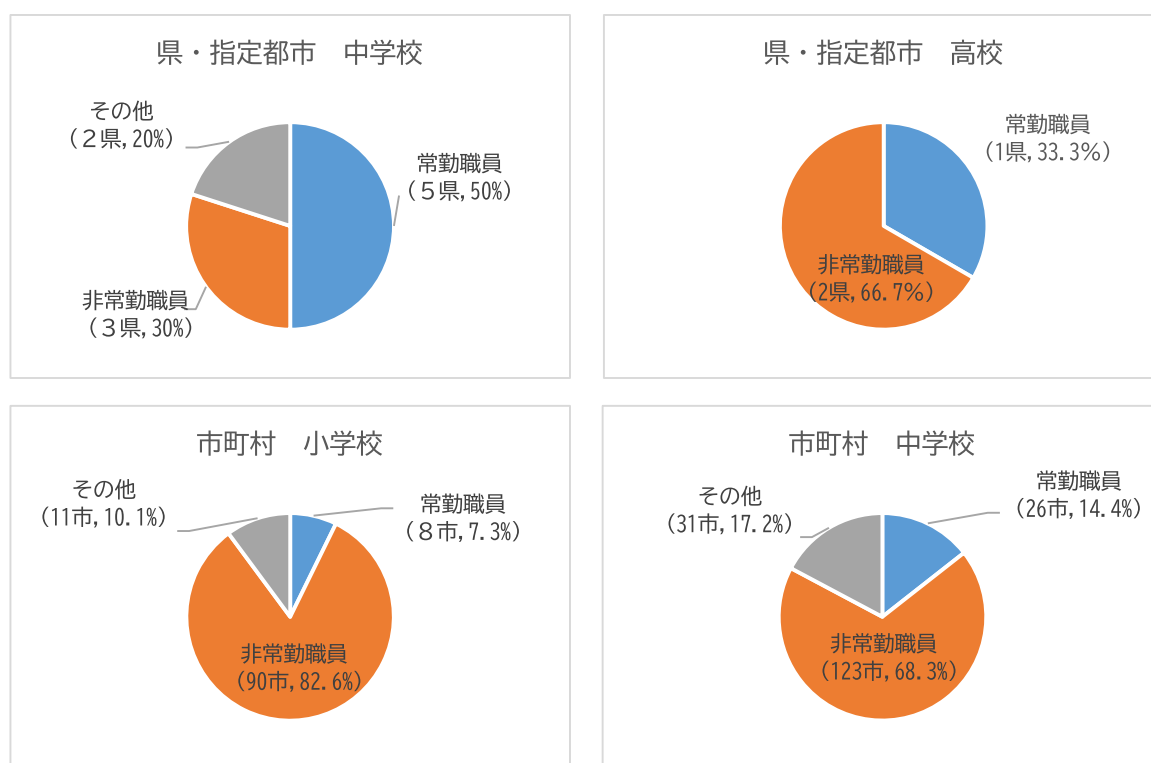
また、勤務形態については、県・指定都市では、中学校で常勤職員が5県（50%）、非常勤職員が3県（30%）、高校は、常勤職員が1

県（33.3%）、非常勤職員が2県（66.7%）となっている。市町村では、小学校は、常勤職員が8市（7.3%）、非常勤職員が90市（82.6%）、中学校は、常勤職員が26市（14.4%）、非常勤職員が123市（68.3%）となっている。このことから常勤職員は非常に少ない状況であることが分かる。

配置人数については、多くの団体で1～2名程度/学校、最大で4名/学校となっている。

配置時間については、年1,600時間程度/人～年100時間程度/人と地方公共団体によって差がある。

[図 17] 校内教育支援センターにおける専任人員の勤務形態



ウ 校内教育支援センターの充実 (Q25)

校内教育支援センターの充実に必要な点について聞いたところ、県・指定都市の小中学校では、専任の人員の配置が52県（98.1%）で最も多く、次いでスタッフの研修・育成、生徒・保護者への周知48県（90.6%）、適切な予算の確保47県（88.7%）、環境整備4

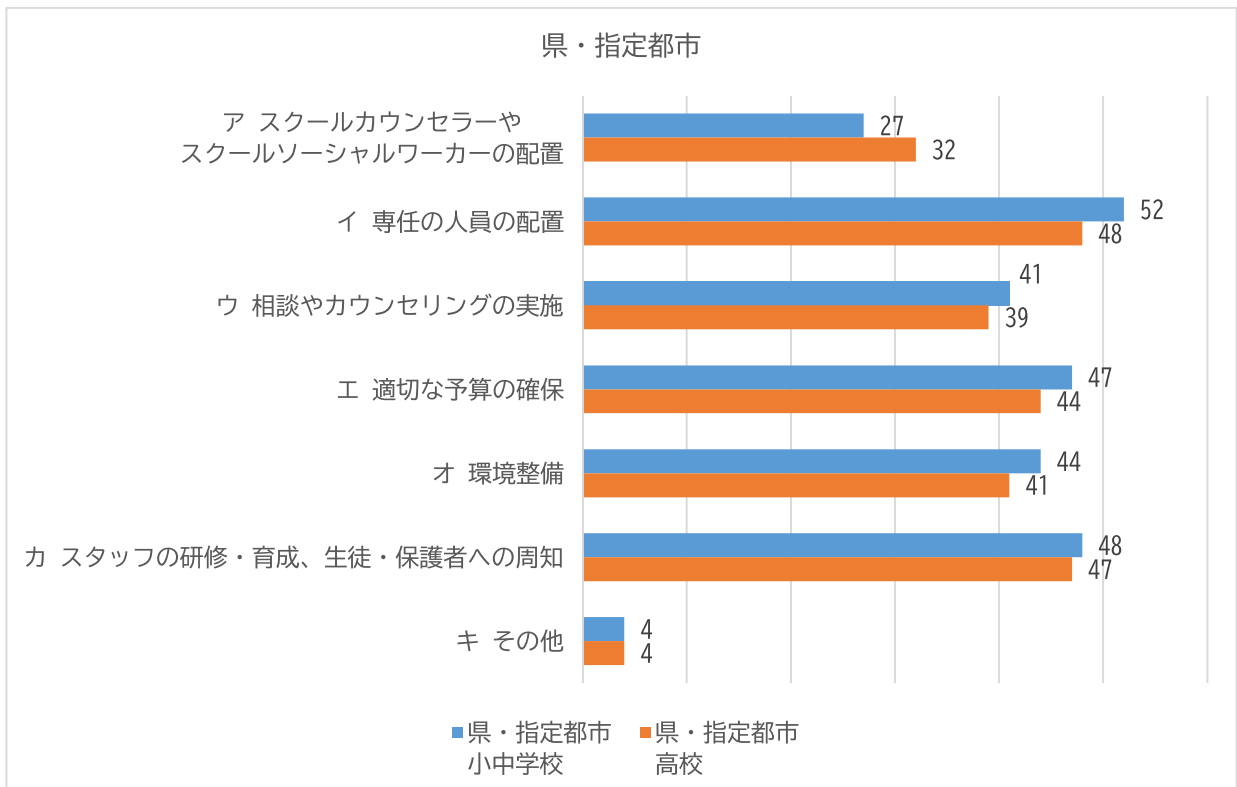
4 県（83.0%）、相談やカウンセリングの実施 41 県（77.4%）、SC や SSW の配置が 27 県（50.9%）となっている。

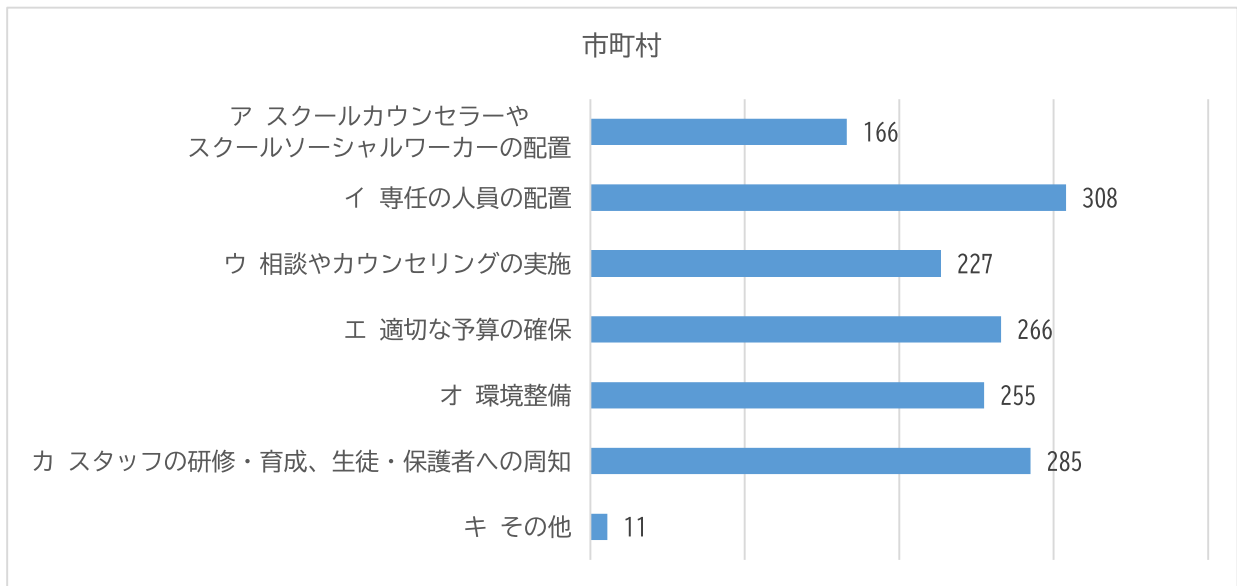
高校では、専任の人員の配置が 48 県（94.1%）で最も多く、次いでスタッフの研修・育成、生徒・保護者への周知 47 県（92.2%）、適切な予算の確保 44 県（86.3%）、環境整備 41 県（80.4%）、相談やカウンセリングの実施 39 県（76.5%）、SC や SSW の配置が 32 県（62.7%）となっている。

市町村は、専任の人員の配置 308 市（89%）と最も多く、次いでスタッフの研修・育成、生徒・保護者への周知 285 市（82.4%）、適切な予算の確保が 266 市（76.9%）、環境整備が 255 市（73.7%）、相談やカウンセリングの実施 227 市（65.6%）、SC や SSW の配置が 166 市（48%）となっている。

県、市とも専任の人員の配置が必要との回答が最も多く、次いでスタッフの研修・育成、生徒・保護者への周知、適切な予算の確保となっている。

〔図 18〕 校内教育支援センターの充実に必要な点





その他（抜粋）

- ・教科指導等の学習環境づくり。
- ・各種人材をコーディネートする人材確保。
- ・保護者支援。
- ・学校内の教員と、担当教員との連携による学習指導の充実（特に技能教科）。
- ・所属校や近隣校における不登校の未然防止対策の中核的役割。
- ・市内の学校で設置状況に差異がないこと。
- ・児童生徒の（学習・運動・人間関係づくり等における）カリキュラム。
- ・校内教育支援センター内での支援のみならず、家庭訪問や行き渋りの児童生徒についてお迎えを行うなど。

(2) 教育支援センターについて

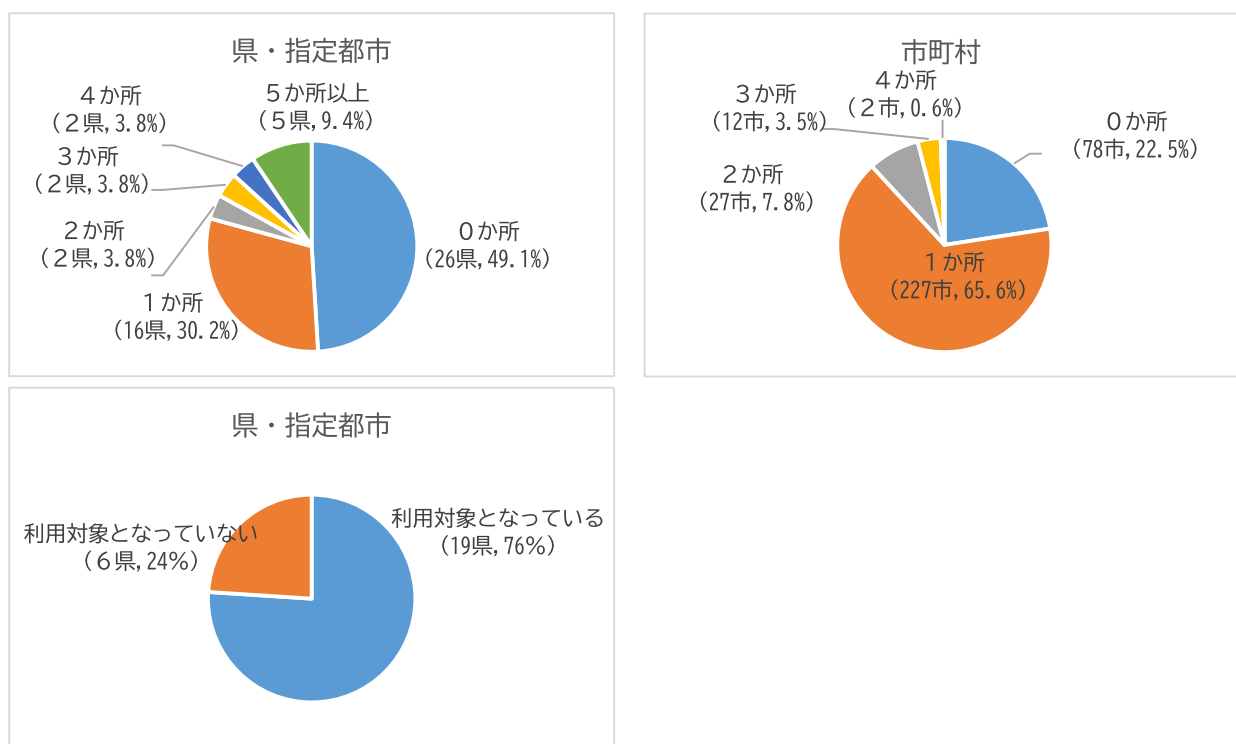
ア 都道府県・市町村教育委員会が所管する教育支援センターの設置状況 (Q26)

教育支援センターの設置状況について聞いたところ、県・指定都市では、0か所が26県(49.1%)、1か所が16県(30.2%)、2か所、3か所、4か所が各2県(各3.8%)、5か所以上が5県(9.4%)となっている。うち、高校生を利用対象としている団体が19県(76%)、利用対象としていない6県(24%)となっている。

市町村は、0か所が78市(22.5%)、1か所が227市(65.6%)、2か所が27市(7.8%)、3か所が12市(3.5%)、4か所が2市(0.6%)となっている。

県・指定都市では半数程度、市町村では4分の3程度設置しており、設置している場合は1か所の地方公共団体が多い。

[図 19] 教育支援センターの設置状況



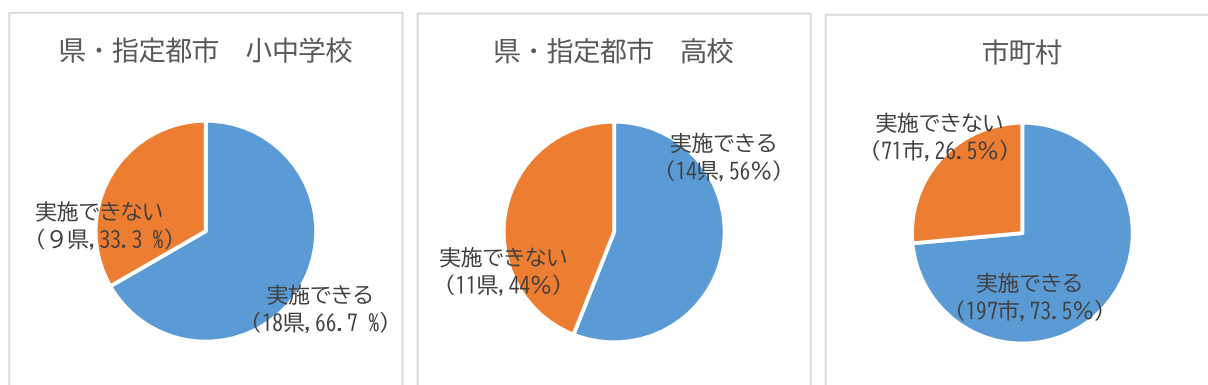
イ 教育支援センターにおける遠隔授業等の実施状況 (Q27)

教育支援センターにおいて、学校とオンラインでの遠隔授業等を実施できるかについて聞いたところ、県・指定都市では、小中学校において実施できるのが18県(66.7%)、実施できない9県(33.3%)、

高校では、実施できるのが14県（56%）、実施できないが11県（44%）となっている。

市町村では、実施できるのが197市（73.5%）、実施できない71市（26.5%）となっている。

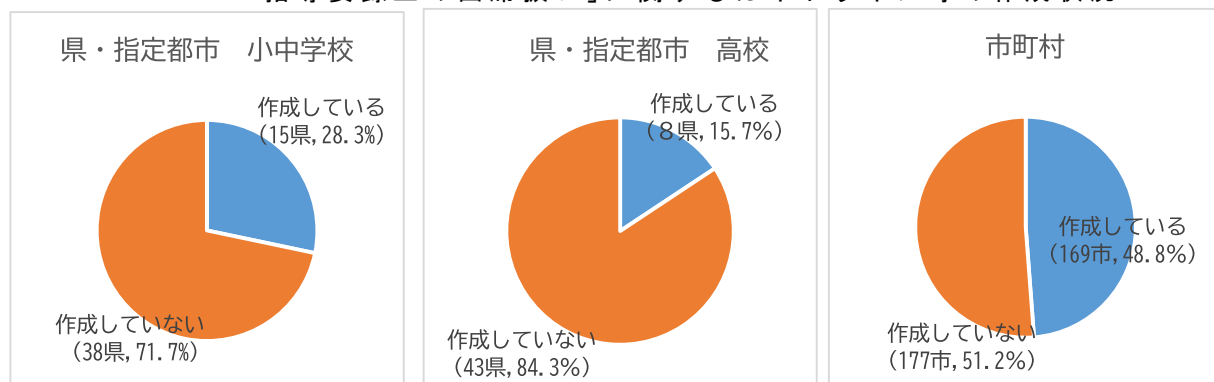
[図 20] 教育支援センターにおける遠隔授業の実施状況



ウ 学校外の公的機関において相談・指導を受けている場合の「指導要録上の出席扱い」に関するガイドライン等の作成状況（Q28）

教育支援センター等で相談・指導を受けている児童生徒の出席扱いに係るガイドライン等の有無について聞いたところ、県・指定都市では、小中学校に関して作成しているのが15県（28.3%）、作成していない38県（71.7%）、高校に関して作成しているのが8県（15.7%）、作成していない43県（84.3%）となっている。市町村では、作成しているのが169市（48.8%）、作成していない177市（51.2%）となっている。県・指定都市、市町村ともに少ない状況となっている。

[図 21] 公的機関において相談・指導を受けている場合の「指導要録上の出席扱い」に関するガイドライン等の作成状況

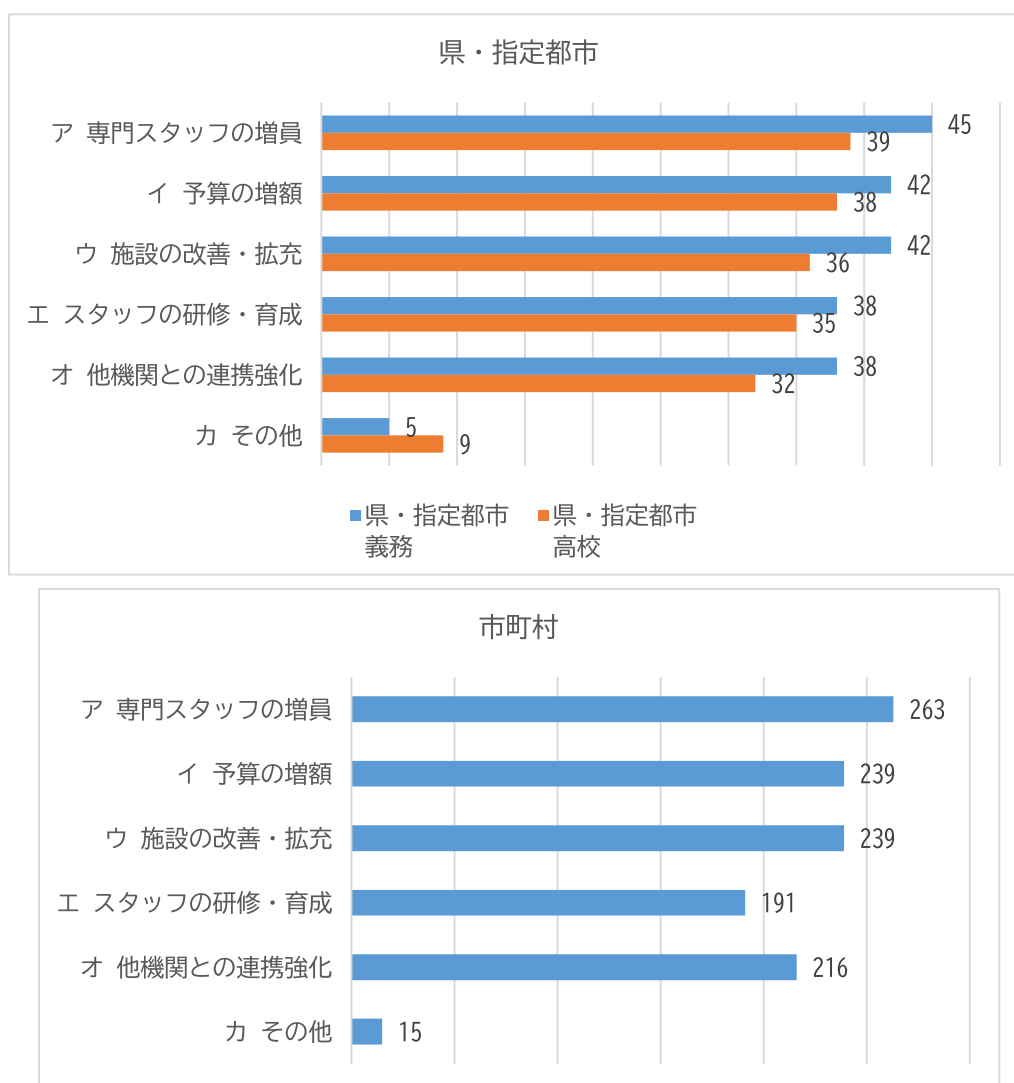


エ 教育支援センターの内容の充実について（Q29）

教育支援センターの充実に当たり必要な点について聞いたところ、県・指定都市では、専門スタッフの増員が45県（84.9%）、予算の増額42県（79.2%）、施設の改善・拡充42県（79.2%）、スタッフの研修・育成が38県（71.7%）、他機関との連携強化38県（71.7%）となっている。

市町村では、専門スタッフの増員263市（76%）、予算の増額239市（69.1%）、施設の改善・拡充239市（69.1%）、他機関との連携強化216市（62.4%）、スタッフの研修・育成191市（55.2%）となっている。県・指定都市、市町村ともに専門スタッフの増員が最も多く、次いで予算の増額となっている。

〔図 22〕 教育支援センターの充実に当たり必要な点



その他（抜粋）

- ・ 本人、保護者との合意形成。
- ・ 施設の確保。
- ・ 現場の教員を長期研究員として、教育センターへ派遣（1年間）し、不登校児童生徒へ対応担当として勤務してもらうことが必要。
- ・ 不登校児童・生徒やその保護者に対する訪問相談。
- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒の対応。
- ・ 教育支援センターから各家庭へ発信するオンライン授業等、教育支援センター内でも学びの多様化がすすめられるよう、支援メニューの充実化ができると、より不登校の児童生徒の居場所になりうると考える。

（3）学びの多様化学校について

ア 都道府県・市町村立の学びの多様化学校の設置状況（Q30）

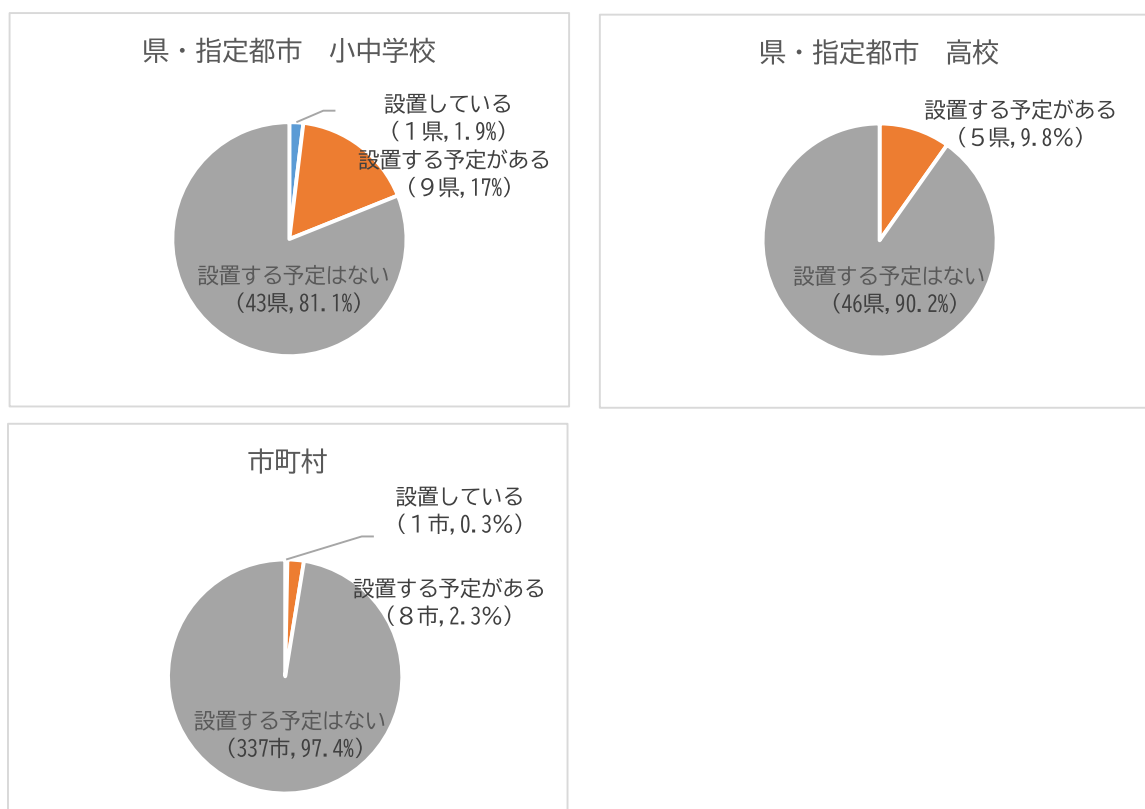
文部科学省の不登校対策「COCOLOプラン」においては、一人一人のニーズに応じた多様な学びの場の1つとして、学びの多様化学校の設置を促進しており、将来的に全国300校を目標としている。

このため、学びの多様化学校の設置状況について聞いたところ、県・指定都市の小中学校では、設置している1県（1.9%）、設置する予定がある9県（17%）、設置する予定はない43県（81.1%）であり、高校では、設置している0県（0%）、設置する予定がある5県（9.8%）、設置する予定はない46県（90.2%）となっている。

市町村では、設置している1市（0.3%）、設置する予定がある8市（2.3%）、設置する予定はない337市（97.4%）となっている。

このことから、県・指定都市、市町村ともに、設置が進んでいない状況となっている。

[図 23] 学びの多様化学校の設置状況

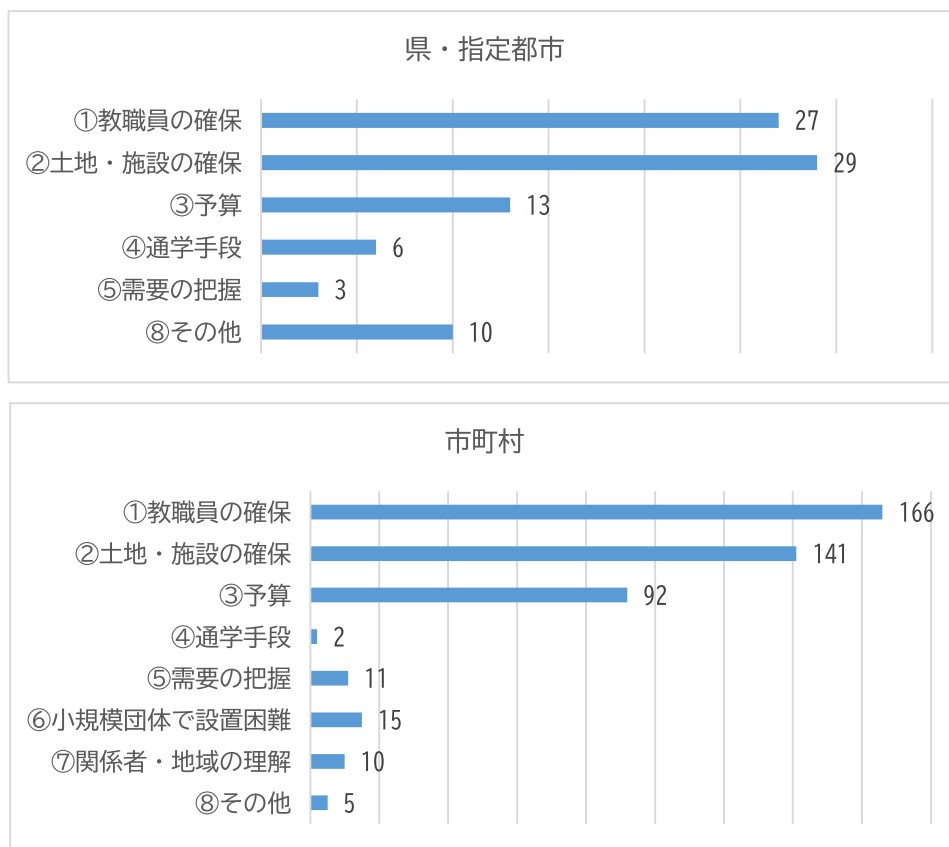


イ 学びの多様化学校の設置課題 (Q31) (自由記述)

学びの多様化学校の設置に係る課題について聞いたところ、課題があるのが 49 県 (92.5%)、241 市 (69.7%)、無しが 0 県 (0%)、4 市 (1.2%)、無回答が 4 県 (7.5%)、101 市 (29.2%) となっている。

課題があったとした回答を整理すると、①教職員の確保 (27 県、166 市)、②土地・施設の確保 (29 県、141 市)、③予算の確保 (13 県、92 市)、④通学手段 (6 県、2 市)、⑤需要の把握 (3 県、11 市)、⑥小規模団体で設置が困難 (0 県、15 市)、⑦関係者・地域の理解 (0 県、10 市)、⑧その他 (10 県、5 市) となっている。

[図 24] 学びの多様化学校の設置課題



回答（主なもの）

- ・ 県立の学びの多様化学校を一地域に設置したとしても、通学できる範囲が制限される。
- ・ 対象となる児童生徒数を考慮すると単独での設置は難しく、県立学校の分校形態等での設置を進めてもらいたい。
- ・ 少子化により学校の再編が進む中、新しい学校を設置することへの理解

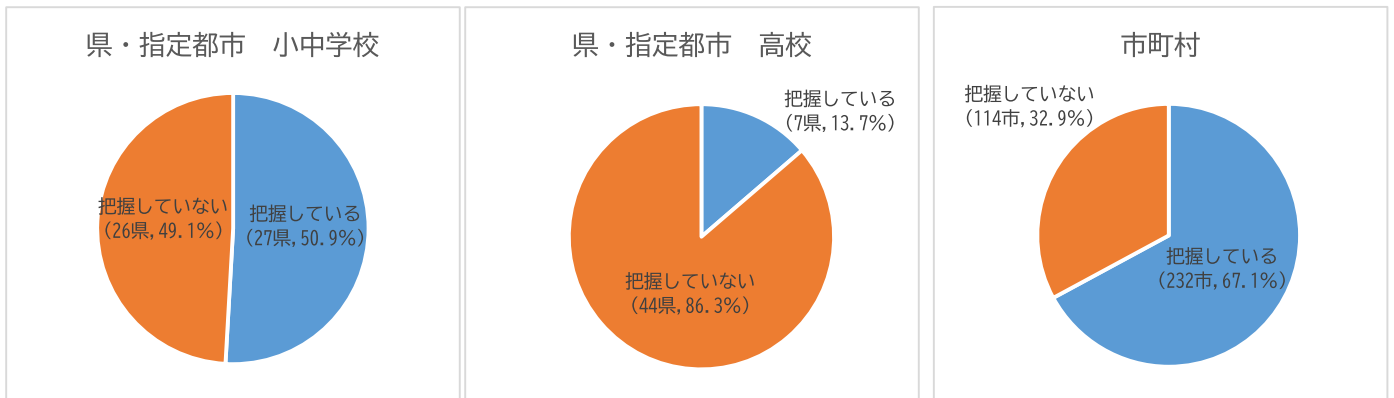
（４）フリースクールについて

ア フリースクール等民間支援団体に通う児童生徒の把握（Q32）

文部科学省の不登校対策「COCOLOプラン」においては、多様な学びの場、居場所の確保のため、フリースクール等民間支援団体との連携強化を掲げている。

このため、フリースクール等民間支援団体に通う児童生徒の把握状況について聞いたところ、把握しているのは、県・指定都市の小中学校 27 県（50.9%）、高校 7 県（13.7%）、市町村 232 市（67.1%）となっている。

[図 25]民間支援団体に通う児童生徒の把握状況



イ 都道府県・市町村教育委員会とフリースクール等民間支援団体との会議等での情報共有状況について (Q33)

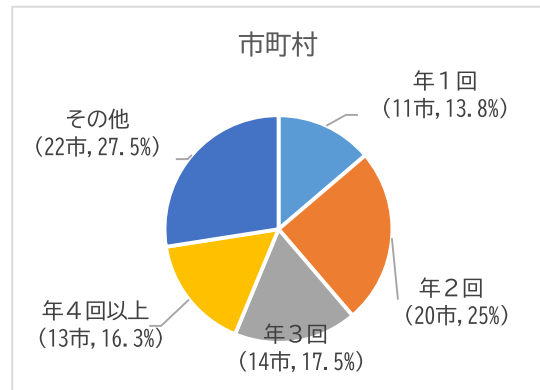
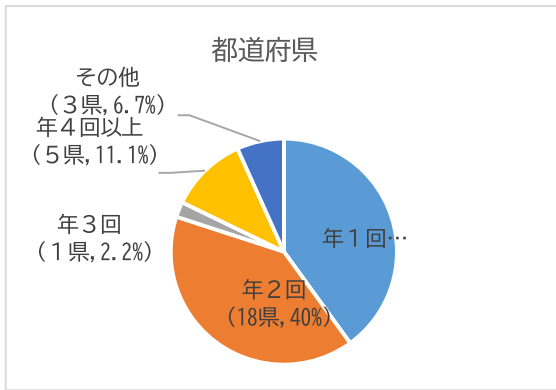
フリースクール等民間支援団体との会議等での情報共有の状況について聞いたところ、県・指定都市では、行っている45県(84.9%)、行っていない8県(15.1%)であり、実施回数は、年1回18県(40%)、2回18県(40%)、3回1県(2.2%)、4回以上5県(11.1%)となっている。

市町村では、行っている95市(27.5%)、行っていない251市(72.5%)であり、実施回数は、年1回11市(13.8%)、2回20市(25%)、3回14市(17.5%)、4回以上13市(16.3%)となっている。

このことから、県・指定都市は80%を超えているが、市町村では27.5%であるため、市町村のみで情報共有を行うことが難しいことがうかがえるが、要因は更に分析が必要だと考える。

[図 26]教育委員会と民間支援団体との情報共有について

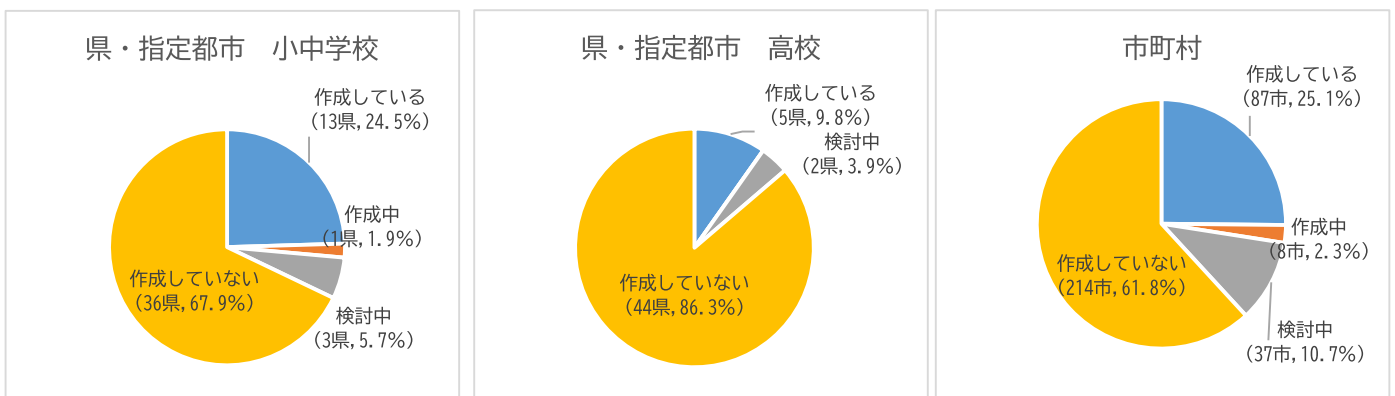




ウ 指導要録上出席扱いとできるフリースクール等民間支援団体を認定するガイドライン等の作成 (Q34)

指導要録上出席扱いとできるフリースクール等民間支援団体を認定するガイドライン等の作成状況について聞いたところ、作成しているのは、県・指定都市の小中学校13県（24.5%）、高校5県（9.8%）、市町村87市（25.1%）であり、作成は進んでいない状況である。

[図 27] 指導要録上出席扱いとできる民間支援団体を認定するガイドライン等の作成状況



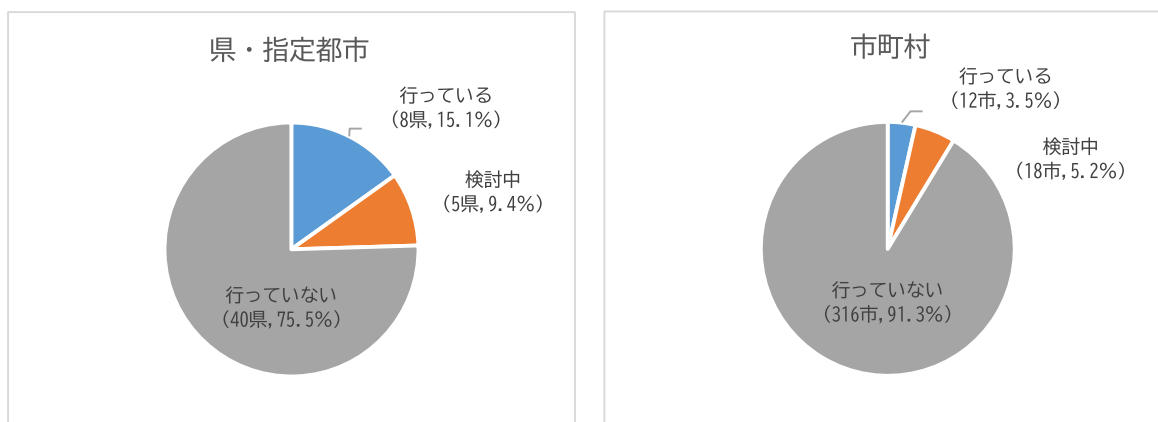
エ フリースクール等民間支援団体の利用者への支援 (Q35)

フリースクール等民間支援団体の利用者への支援状況について聞いたところ、支援しているのは、8県（15.1%）、12市（3.5%）であり、進んでいない状況にある。

また、支援している地方公共団体に支援の内容と支援にあたっての

課題を聞いたところ、支援内容は、利用料・交通費・実習費の補助が多数であり、課題は、財源の確保、対象者の範囲等がある。

[図 28] 民間支援団体の利用者への支援状況

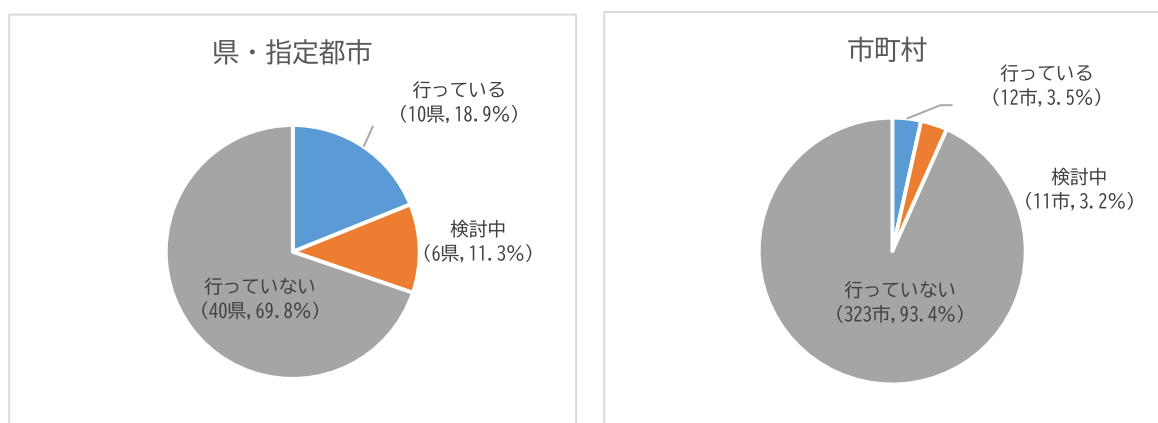


オ フリースクール等民間支援団体の運営面への支援 (Q36)

フリースクール等民間支援団体の運営面への支援状況について聞いたところ、支援しているのは、10県(18.9%)、12市(3.5%)であり、進んでいない状況にある。

また、支援している地方公共団体に支援の内容と支援にあたっての課題を聞いたところ、支援内容は、運営費・人件費の補助が多数であり、課題は、財源の確保、対象事業者の範囲となっている。

[図 29] 民間支援団体の運営面への支援状況

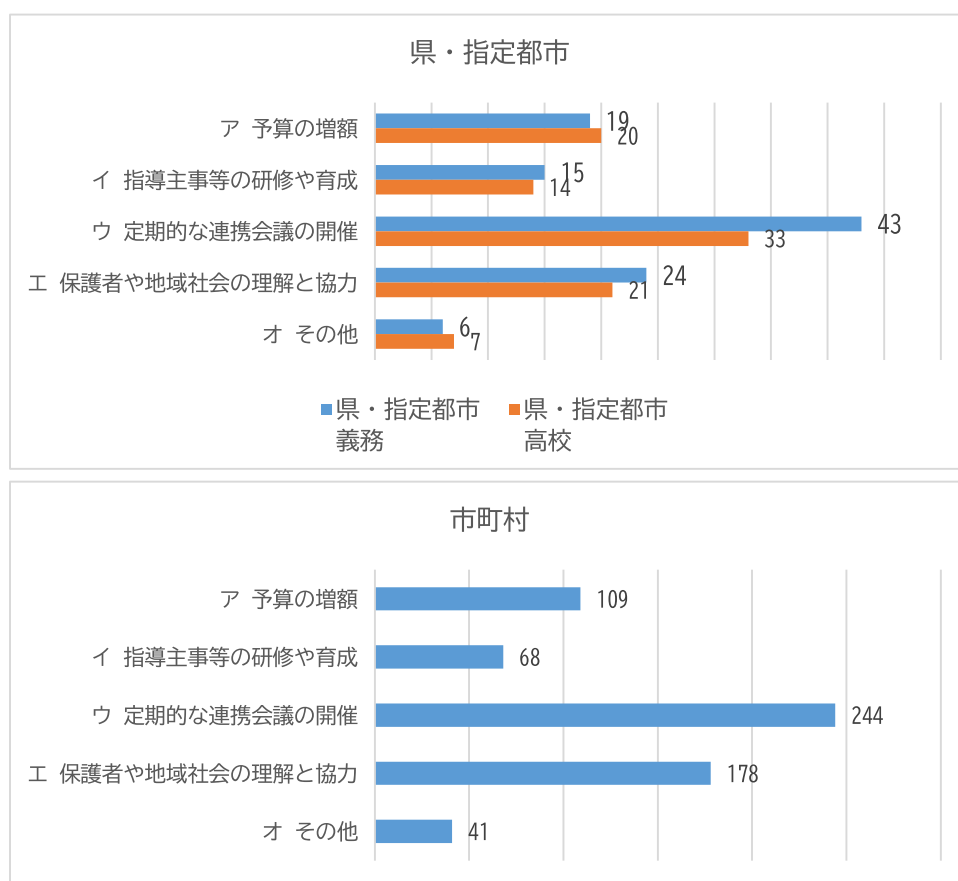


カ フリースクール等民間支援団体との連携充実のための課題（Q37）

フリースクール等民間団体との連携をより充実するために、必要だと感じる点について聞いたところ、県・指定都市の小中学校では、定期的な連携会議の開催43県（81.1%）、保護者や地域社会の理解と協力24県（45.3%）、予算の増額19県（35.8%）、指導主事等の研修や育成15県（28.3%）、その他6県（11.3%）であり、高校では、定期的な連携会議の開催33県（64.7%）、保護者や地域社会の理解と協力21県（41.2%）、予算の増額20県（39.2%）、指導主事等の研修や育成14県（27.5%）、その他7県（13.7%）であり、市町村では、定期的な連携会議の開催244市（70.5%）、保護者や地域社会の理解と協力178市（51.4%）、予算の増額109市（31.5%）、指導主事等の研修や育成68市（19.7%）、その他41市（11.8%）となっている。

いずれも、定期的な連携会議の開催が最も多く、次いで保護者や地域社会の理解と協力となっている。

[図 30] 民間支援団体との連携充実のための課題



その他（抜粋）

- ・フリースクール等民間団体の理解と協力
- ・フリースクールへの定期的な訪問
- ・都道府県全体でどの地方公共団体でも同じ条件で活用できるような全体の要件、基準、ルール作り
- ・連携をコーディネートする職員の配置
- ・情報のやり取りや共有ができるシステムの構築
- ・市町村や各学校単位では、連携するフリースクールの認定等が難しいため、国レベルの補助金制度の確立
- ・各市町村ごとではなく、広域（県や教育事務所単位での）的に取り組むと連携しやすくなると思う。

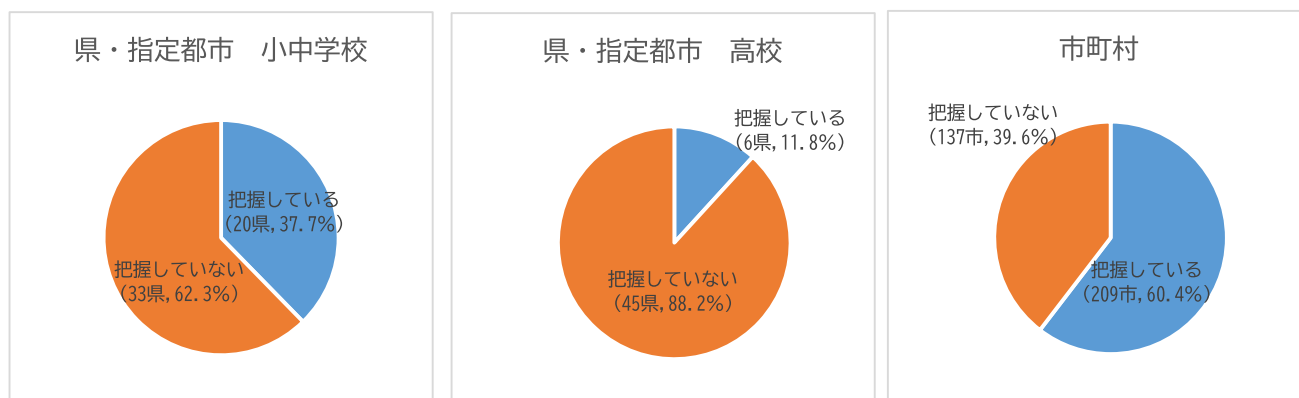
（５）ICTの活用について

ア 学校内外の機関等で支援を受けていない不登校児童生徒の把握（Q38）

文部科学省の不登校対策「COCOLOプラン」においては、教育支援センターや自宅等の多様な場におけるICTを活用した支援を促進している。

このため、ICTを活用した支援の対象となる学校内外の機関等で支援を受けていない不登校児童生徒の把握状況について聞いたところ、把握しているのは、県・指定都市の小中学校20県（37.7%）、高校6県（11.8%）、市町村209市（60.4%）となっている。

〔図 31〕学校内外の機関等で支援を受けていない不登校児童生徒の把握状況

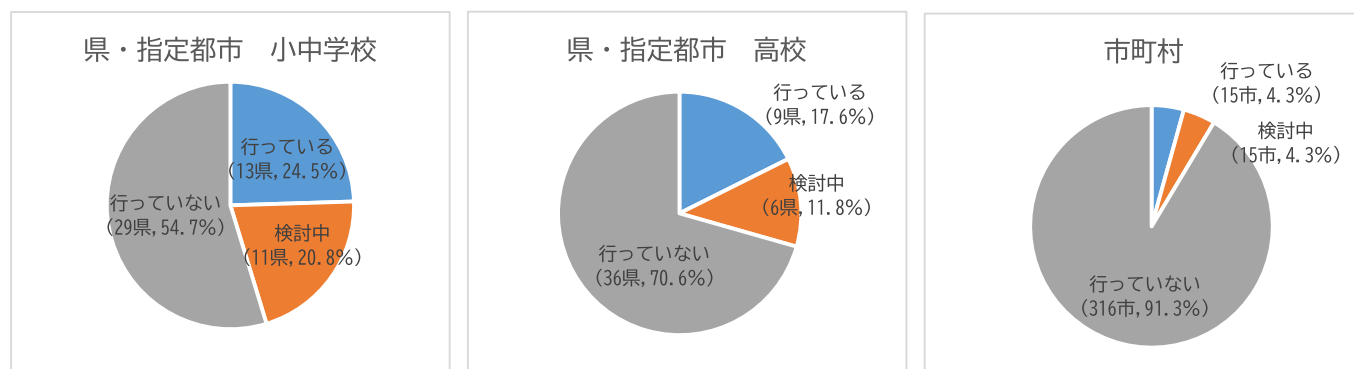


イ メタバースを活用した不登校支援（Q39）

メタバースを活用した不登校支援の実施状況について聞いたところ、実施しているのは、県・指定都市の小中学校13県（24.5%）、高校9県（17.6%）、市町村15市（4.3%）であり、検討中が、県等の小中学校11県（20.8%）、高校6県（11.8%）、市町村15市（4.3%）となっている。

県・指定都市の小中学校において導入が進んできている。

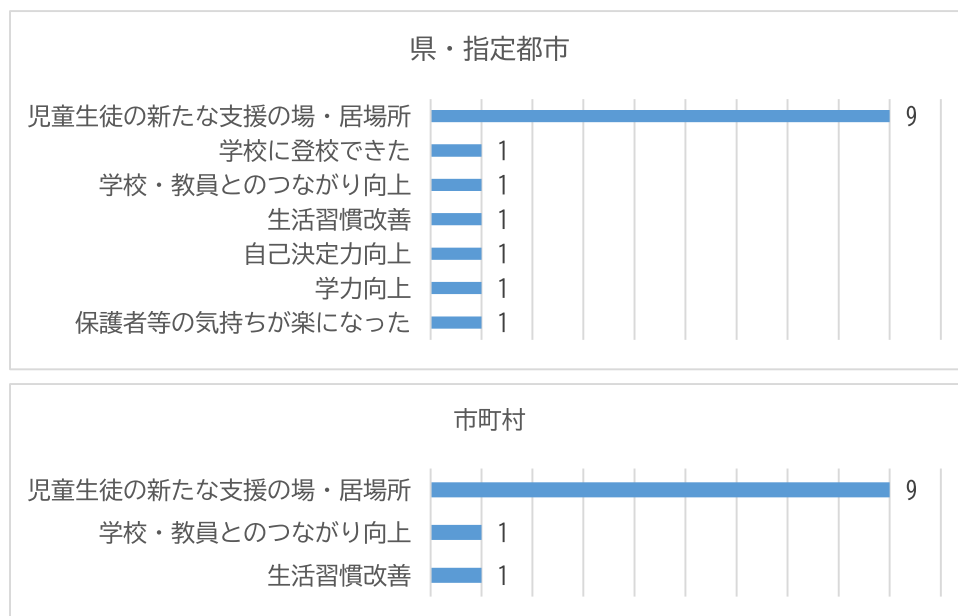
[図 32] メタバースを活用した不登校支援の実施状況



ウ メタバースの導入効果（Q40）（自由記述）

メタバースを活用した支援を実施している地方公共団体に、メタバースの導入効果を聞いたところ、県・指定都市、市町村ともに、児童生徒の新たな支援の場・居場所となっているとの回答が多くを占めており、メタバースに期待される効果が表れている。

[図 33] メタバースの導入効果



回答（主なもの）

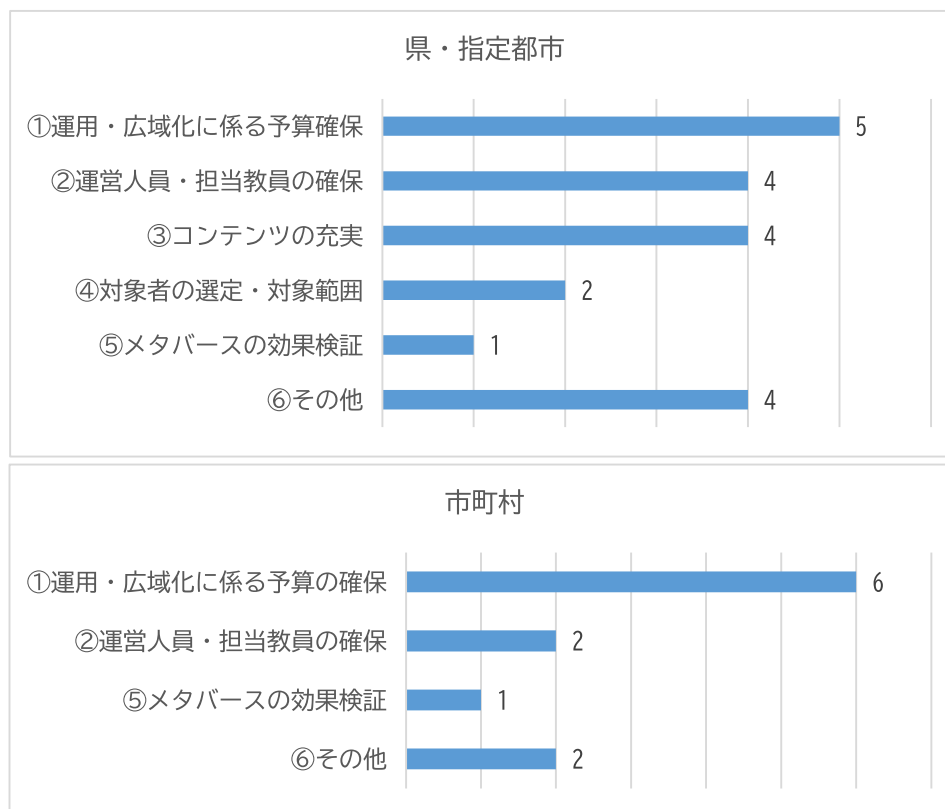
- ・不登校児童生徒の心の居場所となっており、人とつながるよさを感じたり、自分のやりたいことを見つけたり、自分らしさを肯定的に受け止めたりする様子が見られる。
- ・これまで家に閉じこもりがちだった生徒が、メタバース担当者に心を開き、チャットや音声でのやり取りができるようになった。

エ メタバースの運用課題（Q41）（自由記述）

メタバースを活用した支援を実施している地方公共団体に、メタバースを運用するにあたっての課題を聞き、回答を整理したところ、①運用・広域化に係る予算確保（5 県、6 市）、②運営人員・担当教員の確保（4 県、2 市）、③コンテンツの充実（4 県、0 市）、④対象者の選定・対象範囲（2 県、0 市）、⑤メタバースの効果検証（1 県、1 市）、⑥その他（4 県、2 市）となっている。

③コンテンツの充実については、県・指定都市のみであり、「体験等のコンテンツ作り」等の回答がみられる。

[図 34] メタバースの運用課題



回答（主なもの）

- ・実施内容をより充実させるために、環境整備の予算の拡充や、スタッフの増員および研修・育成が必要。
- ・個人でもグループでも活動できるよう、多くのコンテンツが必要である。

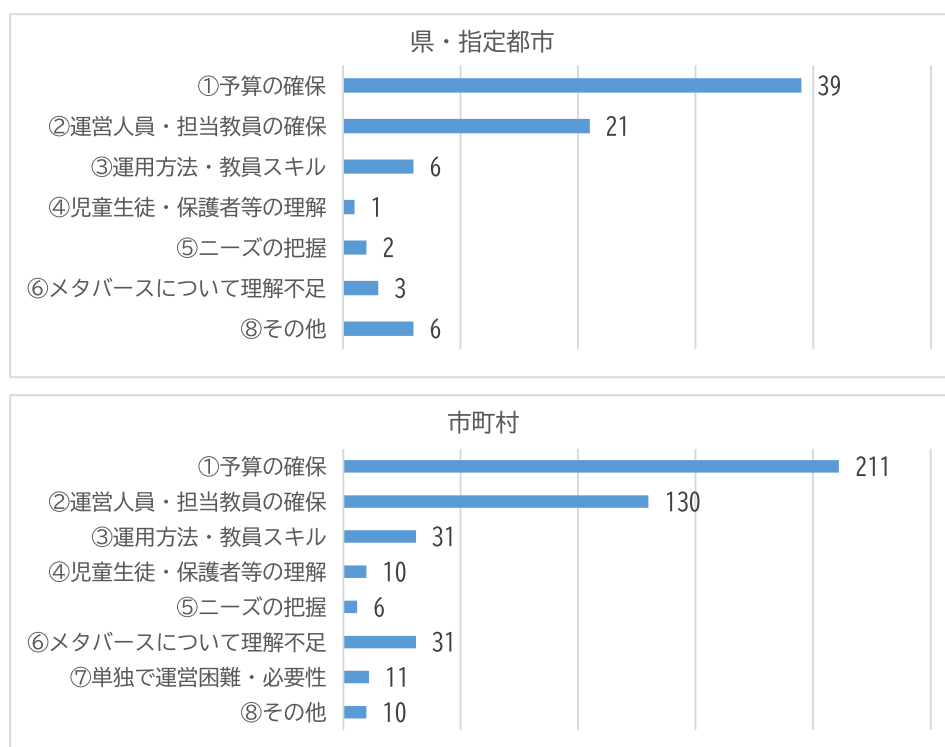
オ メタバースの導入課題（Q42）（自由記述）

メタバースを活用した支援を実施していない地方公共団体に、メタバースを導入する際の課題について聞き、回答を整理したところ、①予算の確保（39県、211市）、②運営人員・担当教員の確保（21県、130市）、③運用方法・教員のスキル（6県、31市）、④児童生徒・保護者等の理解（1県、10市）、⑤ニーズの把握（2県、6市）、⑥メタバースについて理解不足（3県、31市）、⑦単独で運営困難・必要性（0県、11市）、⑧その他（6県、10市）となっている。

県・指定都市、市町村共に①予算の確保、②運営人員・担当教員の確保が多くを占めている。

市町村においては③運用方法・教員のスキル、⑥メタバースについて理解不足が一定数あり、現場においてメタバース活用支援が普及していないことがうかがえる。

図 35 メタバースの導入課題



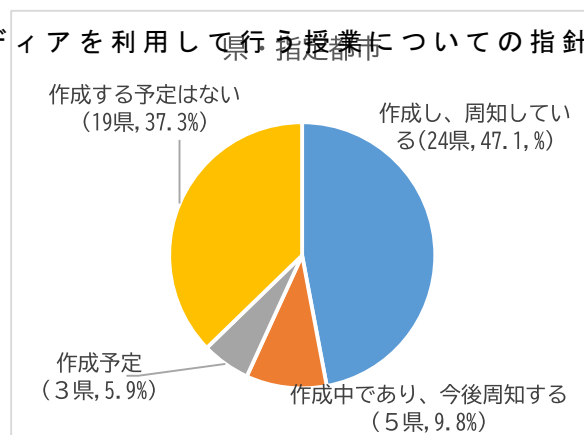
回答（主なもの）

- ・ 仮想空間において、共に過ごしたり、その状況を把握したりできるような担当者の配置と運用のための予算の確保
- ・ 企画運営のノウハウの不足
- ・ 教職員の知識やスキルの取得
- ・ メタバースを活用した不登校支援とは何かを理解すること。

カ 学校教育法施行規則第96条第2項第2号の規定に基づくメディアを利用して行う授業について（Q43・45・46・47）

指針等を作成しているかについて県・指定都市に聞いたところ、作成し周知しているが24県（47.1%）、作成中であり、今後周知するが5県（9.8%）、作成予定が3県（5.9%）、作成する予定はない（学校判断）が19県（37.3%）となっている。

[図 36] メディアを利用して行う授業についての指針等の作成状況



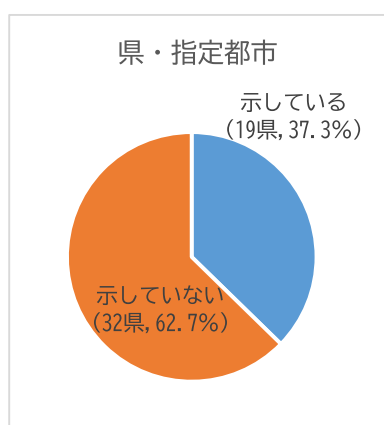
対象生徒について指針等で基準を示しているかについては、示しているが19県（37.3%）、示していないが32県（62.7%）となっている。

対面により行う授業に相当する教育効果を有すると各高等学校等の判断において認められるものに関し基準等を示しているかについては、示しているが11県（21.6%）、示していないが40県（78.4%）となっている。

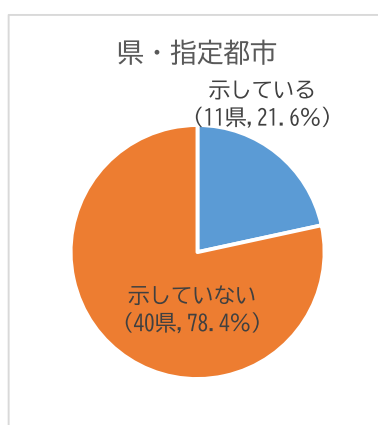
メディアを利用して行う授業に対象生徒が参加した場合の出席の扱いに関して、基準を学校に示しているかについては、示しているが16県（31.4%）、示していないが35県（68.6%）となっている。

県・指定都市の半数が指針を、多くが基準を示さず、学校判断としている。

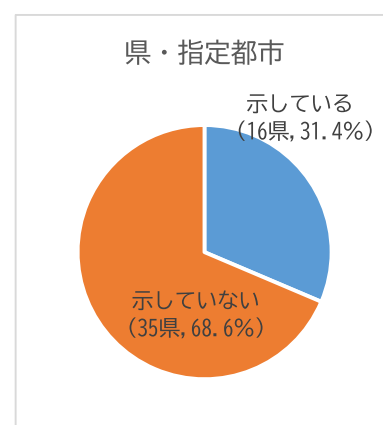
[図 37] 対象生徒についての基準



[図 38] 対面により行う授業に相当する教育効果を有すると各高等学校等の判断において認められるものに関する基準等



[図 39] 出席の扱いに関する基準

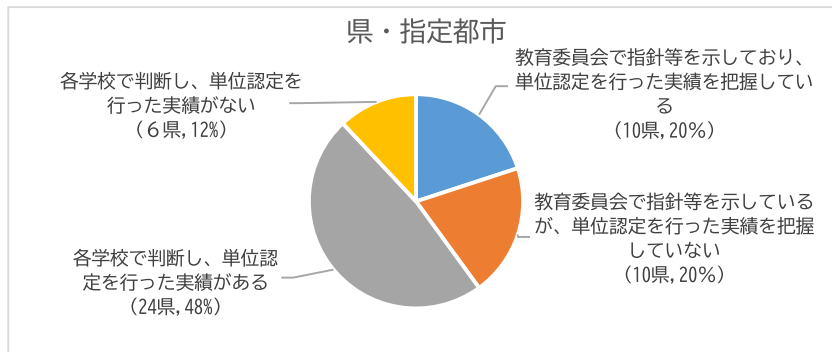


キ 学校教育法施行規則第96条第4項の規定に基づくメディアを利用して行う授業について（Q44）

疾病による療養のため又は障害のため、病院その他の適当な場所で医療の提供その他の支援を受ける必要がある生徒に対して、メディアを利用して行う授業の配信により単位認定を行った実績について県・指定都市に聞いたところ、指針等を示している県・指定都市では、単位認定を行った実績を把握しているが10県（20%）、単位認定を行った実績を把握していないが10県（20%）、各学校で判断とした県・指定都市では、単位認定を行った実績があるが24県（48%）、単位認定を行った実績がないが6県（12%）となっている。

単位認定を行った県・指定都市は半数を超える。

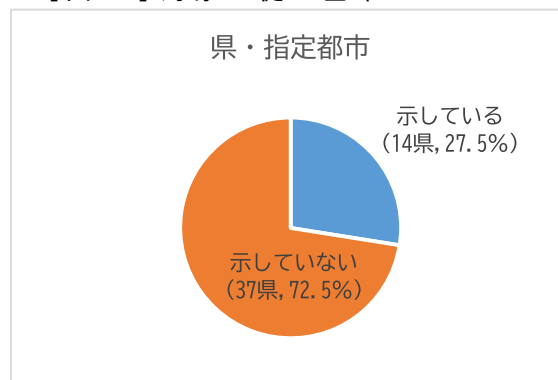
[図 40] メディアを利用して行う授業の配信による単位認定の実績について



ク 学校教育法施行規則第 88 条の 4 に規定される「通信教育」について (Q48・49・50)

対象生徒について、指針等で基準を示しているかについて県・指定都市に聞いたところ、示しているが 14 県 (27.5%)、示していないが 37 県 (72.5%) となっている。

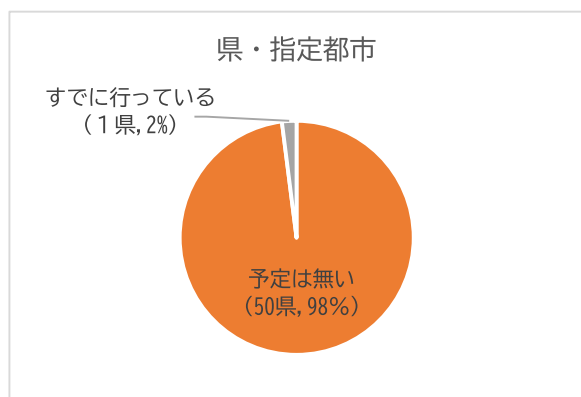
[図 41] 対象生徒の基準について



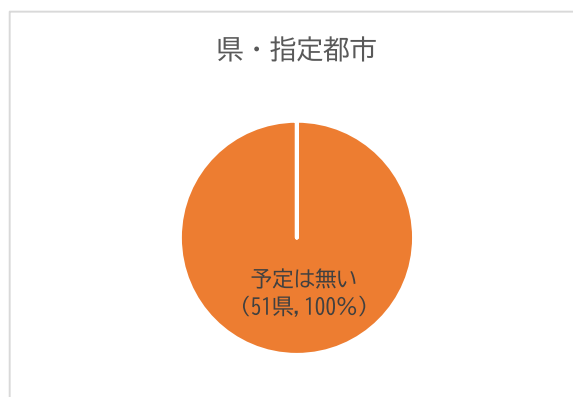
学校が通信教育を実施する際に、教員等の人的措置を行う予定はあるか聞いたところ、年度当初からの場合については、予定は無いが 50 県 (98%)、すでに行っているが 1 県 (2%) となっている。年度途中からの場合については、予定は無いが 51 県 (100%) となっている。

[図 42] 通信教育を実施する際の教員等の人的措置について

[年度当初]

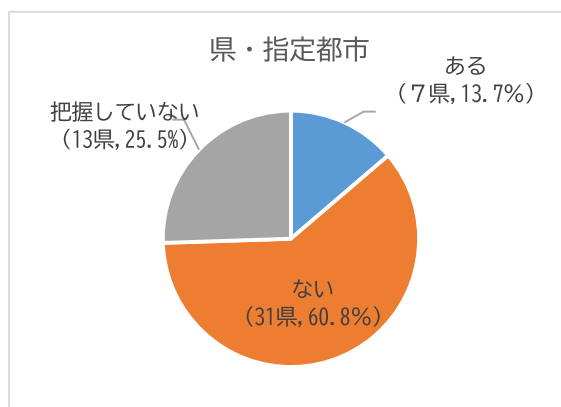


[年度途中]



実際に全日制課程又は定時制課程において、通信教育を実施している学校があるかについては、あるが7県（13.7%）、ないが31県（60.8%）、把握していないが13県（25.5%）となっている。

[図 43] 全日制・定時制課程における通信教育の実績



IV 調査のまとめ

1 不登校要因の正確な把握について

従来の問題行動等調査においては、不登校の要因の多くが「無気力・不安」とされ、その実態が見えづらいことを踏まえ、「令和5年度問題行動等調査」から「認識」ではなく、不登校のきっかけや背景にある「事実」に基づき回答する形式に見直され、そして回答方法も複数回答と変更された。「令和5年度問題行動等調査」の結果においても、最も回答割合が多いのが小・中とも「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」となっている。このことは、項目変更前の調査においても、教師の主観に偏ることが懸念されながらも、学校は、学校生活等における事実を踏まえて回答していたことがうかがえる。

一方、この結果は「令和2年度不登校児童生徒の実態調査」で児童生徒が、「最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ」として回答した結果と差があり、さらに、「不登校の要因分析に関する調査研究（令和6年3月公表）」によると、きっかけ要因に関する教師・児童生徒・保護者の回答割合に「いじめ被害」、「教職員との関係」や「心身不調」、「生活リズム不調」といった項目で大きな差が見られている。

このように、不登校の要因を正確に把握するためには、多様な立場からの調査が必要であり、現行の「問題行動等調査」のみでは、「要因の詳細を正確に把握するものになっていない」といったことから、県・指定都市の88.7%、市町村の53.8%で課題があると捉えている。

しかし、児童生徒や保護者を対象とした不登校の実態調査については、相当な時間と費用を要することから、70～90%の地方公共団体で実施できておらず、各地方公共団体では国から公表される様々な調査をもとに、不登校等児童生徒やその保護者に対する施策立案を行っている。

今後も、不登校の背景を各地方公共団体や教師がきめ細やかに多様な視点から把握するために、国は児童生徒や保護者が回答する調査を定期的実施し、その結果を分析・公表してもらいたい。

令和4年度 問題行動等 調査（教師 による回 答）	小学校	無気力・不安 (41.0%)	親子の関わり方 (16.0%)	生活リズムの乱 れ、あそび、非行 (14.4%)
	中学校	無気力・不安 (43.6%)	生活リズムの乱 れ、あそび、非行 (12.0%)	いじめを除く友 人関係をめぐる 問題(10.7%)
令和5年度 問題行動等 調査（教師 による回 答）	小学校	学校生活に対し てやる気が出な い等の相談があ った。 (19.8%)	生活リズムの不 調に関する相談 があった。 (15.0%)	不安・抑うつ <small>の</small> 相 談があった。 (13.9%)
	中学校	学校生活に対し てやる気が出な い等の相談があ った。 (21.8%)	不安・抑うつ <small>の</small> 相 談があった。 (15.8%)	生活リズムの不 調に関する相談 があった。 (14.9%)
令和2年度 不登校児童 生徒の実態 調査（児童 生徒による 回答）	小学校	先生のこと (29.7%)	身体の不調 (26.5%)	生活リズムの乱 れ(25.7%)
	中学校	身体の不調 (32.6%)	勉強が分からな い(27.6%)	先生のこと (27.5%)
不登校の要 因分析に関 する調査研 究（令和6 年3月公表） （児童生 徒による回 答）	児童 生徒	不安・抑うつ <small>の</small> 訴 え(76.5%)	居眠り、朝起きら れない、夜眠れな い(70.3%)	体調不良の訴え (68.9%)

また、「令和5年度問題行動等調査」においては、「学校内外の機関等で専門的な相談指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた」という項目が新設された。このことによって、不登校児童生徒のほとんど(95.8%)が学校内外の機関で専門的に、または、担任等からの相談・指導等を受けていることになるが、不登校児童生徒の5%弱はどこにも相談ができておらず、支援を受けることができていないということが明らかになった。相談・支援の機関につながったとしても、その支援が児童生徒や保護者のニーズに

あったものになっているのか、進学や進級で支援が途切れたりしていないかなどを把握することが必要である。そのためには、「学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた児童生徒」が「継続的な相談・指導等」につながっているかを調査する必要がある。

しかし、各地方公共団体が独自に、国が実施する「問題行動等調査」とは別に調査を実施することとなると、各学校の調査回答にかかる負担も大きくなることから、現行の「問題行動等調査」において、「学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数」とともに、継続的な相談・指導等につながっているかを調査する項目の検討をお願いしたい。

（国への要望事項）

不登校の要因や不登校児童生徒の支援ニーズ等を的確に把握し、各地方公共団体の施策に反映できるよう、次のことを要望する。

- ・国における児童生徒本人や保護者を直接対象とする調査の定期的な実施
- ・現行の「問題行動等調査」において、「学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数」に加えて、継続的な相談・指導等につながっているかを調査する項目の検討

2 不登校児童生徒の未然防止、早期発見・早期対応について

（1）学校における不登校対策の体制について

不登校等児童生徒への校内での支援に当たっては、必要に応じてSCやSSWも加えたネットワークを構築し、教育相談体制が組織的に機能するようにすることが求められる。学校における不登校対策の体制上の課題としてあげられた回答の多くが「SC・SSWの人材確保の困難さ・配置時間数の不足等」となっている。教職員とSCやSSW相互の情報共有を密接にし、チームとして不登校等児童生徒への支援に取り組むためにも、SC・SSWの配置時間拡充や増員が求められる。

一方、SCやSSWは有資格者が少なく、なり手も不足しているため人員の確保に苦慮している状況である。今後SC・SSWのさらなる需

要が見込まれることから、常勤化の検討を含めた処遇の改善等に向けた財政支援をお願いしたい。

地方公共団体においては、S C・S S Wと教職員が一体となり、家庭・関係機関等と連携した取組が一層重要となっている。そのため、各学校においては、管理職等の働きかけにより、S C・S S W、関係教職員が円滑なコミュニケーションが図れることを通して、発生した課題に対して、常に目線を合わせて対応することが必要である。

そのために、校内、学校間で活発な意見交換が行えるよう、S C・S S Wの能力向上を図ることや、学校の抱える悩みや対応事例の共有を目的とした研修の実施、S CやS S Wの意見交流の場を設置することが必要であると考えます。なお、S C・S S Wについては通勤の問題等による郡部への配置が困難な状況がみられる。郡部の学校規模等を考慮すると、1名での複数校対応が現状に則していることから、場所の制限を受けないI C Tを活用した支援の拡充等の検討が必要である。

（国への要望事項）

S C・S S Wについて、有資格者の確保・なり手不足解消のために、次のことを要望する。

- ・常勤化の検討を含めた処遇の改善等に向けた財政支援の充実

（2）心の健康観察について

I C T端末を活用した心の健康観察は、言葉や表情など、直接確認できる児童生徒の変化や反応に加え、言語だけではないコミュニケーション方法を使用することによって、児童生徒の小さなS O Sを見逃さず、心に寄り添うための指導・支援を行うことができると考える。

そこで、心の健康観察については、導入している地方公共団体では、不登校の未然防止等における早期発見・早期対応に繋がるとその効果が認められている。地方公共団体の好事例としては、「心の状態を、晴れ・曇り・雨等の視覚的にわかりやすいイラストで表せるようにすることで、教職員が児童生徒の気持ちの変化に気づきやすくなり、自分から悩みを

打ち明けられない児童生徒にとって、サインを送る手段になった。」や「毎日の健康状態や心の状態をICT端末で入力することで、担任以外の教員が児童生徒の様子を知ることができ、気になる子どもに声をかけたり、積極的に面談を行うなど問題行動につながる前の未然防止につながっている」等があげられる。

また、心の健康観察のデータについては、蓄積したデータの分析やその他のデータと組み合わせた分析により、学校の風土や体制の改善につながる等、様々な活用が期待されている。このことから、心の健康観察の有用性向上のために、引き続きデータの分析・活用方法の研究等を行い、好事例とともに積極的に共有していく必要がある。

一方、県・指定都市の導入率が31%、市町村の導入率が22%と低く、現場においては心の健康観察の普及が進んでいない状況にある。導入が進んでいない原因としては、導入や維持管理のための予算の確保としている地方公共団体が多く、導入に向けた障壁となっている予算上の課題を解決する必要がある。

（国への要望事項）

心の健康観察の効果的な活用に向け、次のことを要望する。

- ・心の健康観察導入に伴う好事例の発信とともに、財政措置の充実

3 不登校児童生徒の学びの場の確保、学びの継続について

（1）校内及び学校外の教育支援センターについて

COCOLOプランにおいては、校内教育支援センターについて「自分の学級に入りづらい児童生徒については、学校内に、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境があれば、学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待される」とされている。また、学校外に地方公共団体が設置する教育支援センターについては、「不登校児童生徒本人への支援に留まらず、その保護者が必要とする相談場所や保護者の会等の情報提供や、域内の様々な学びの場や居場所につながるができるように

するための支援等を行うことが期待される」とあり、地方公共団体においては、学校内外への教育支援センターの設置促進及び取組の充実に努めている。

しかし、校内教育支援センターの設置割合が半数を超えているのは市町村の中学校（67.6%）のみであり、県・指定都市の中学校及び高校、市町村の小学校では設置が十分に進んでいない状況にある。また、専任の職員を配置するための財政確保が難しいことから、専任の人員を配置しているのは県・指定都市中学校で47.6%、高校で30%、市町村小学校で68.6%、中学校で79.3%である。専任の人員が配置できている場合でも、常勤職員よりも非常勤職員の割合が高く、児童生徒の在校時間全てをカバーできているとは言い難い状況にあり、教職員が交代で相談・支援にあたるなどで対応している。また、地方公共団体で任用した不登校相談員が学校を巡回し相談・支援を行ったり、学生を含むボランティアを活用したりしながら、限られた人員で、質の高い支援を提供する努力をしている。

学校外の教育支援センターの設置率についても、県・指定都市では50.9%、市町村では77.5%であり、こちらも設置に向けてのさらなる整備が必要な状況である。

各地方公共団体においては、校内、学校外にかかわらず、教育支援センターの内容の充実のためには、専任の人員を増員することが最も必要（いずれも80%前後）であると考えている。専任の人員の配置があることで、不登校等児童生徒へよりきめ細やかな支援を行うことができ、学校（各地方公共団体）全体への不登校等児童生徒への支援の在り方・考え方の普及の充実が図られることが期待でき、新たな不登校を生じさせない取組にもつながっていくことが期待できる。

（国への要望事項）

校内及び学校外の教育支援センター設置促進に向け、次のことを要望する。

- ・校内及び学校外の教育支援センター設置や運営にかかる財政措置の充実

- ・専任の人員（スタッフ）の雇用に必要な財政措置の充実

（２）学びの多様化学校について

学びの多様化学校については、個々の児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成し、個別指導や少人数制などによって、一人一人のペースに合わせた学習が可能となり、児童生徒の学習意欲を高めることにつながったり、また、体験活動を重視し、小さな成功体験を積み重ねることで、自己肯定感を高め、自信をもって活動に取り組めるようになることや、社会性の育成につながったりするというよさがある。

しかし、設置済・設置予定がある県・指定都市の小中学校は18.9%、高校で9.8%、市町村で9.8%にとどまっており、特に市町村に特化した課題としては「自治体の規模が小さいため、単独での設置は困難である」との回答もあり、多くの団体で、専門的な知識を有する教員、常勤のSCやSSW、学校運営に携わる職員の人件費や必要な土地・施設、予算の確保に課題をもっている。また、とりわけ、新たな学校の設置ということであれば、継続した児童生徒の利用の見通しが立ちにくく、設置に踏み切れない場合もある。

（３）フリースクールについて

各地方公共団体とフリースクール等民間支援団体との情報共有会の実施状況について、市町村では27.5%にとどまっているものの、県・指定都市においては、84.9%が行っており、また、いずれも、複数回実施している場合が多く、連携の必要性は浸透しつつある。今後、都道府県で実施している民間支援団体との連携状況を市町村にも共有するなど、市町村単位での連携を促進することで、児童生徒にとって身近な場所での支援の充実につなげることが必要である。

また、フリースクール等民間支援団体と地方公共団体との連携の実態は様々であるが、フリースクール等が不登校等児童生徒の居場所や学び

の場としての役割を担っていることに鑑み、学校とフリースクールとの連携のあり方やフリースクール等を利用する児童生徒の学びの確保・充実の観点から支援のあり方を研究する必要がある。

(国への要望事項)

フリースクールとの連携について次のことを要望する。

・学校との連携のあり方、児童生徒の学びを確保・充実の観点からの支援のあり方についての研究

(4) ICTの活用について

メタバースの活用については、県・指定都市で25%、市町村で4%と導入が進んでいない状況である。導入済の団体では、児童生徒の新たな支援の場・居場所となっていると効果が認められているが、技術的な課題としては安定したネットワーク環境の整備、メタバースの実施を想定した各団体におけるセキュリティポリシーの検討など、また、教育的な課題としてはメタバース空間での学習効果の科学的な根拠に基づいた検証、運営のための教員の確保、メタバース空間での学習成果についての評価基準の確立などが考えられる。

また、令和6年2月の「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について」の国の通知では、高等学校の全日制・定時制課程における不登校生徒等の学習機会を確保し、当該生徒が原級留置等することなく学びを継続し、在籍校を卒業することができるよう、遠隔授業や通信教育による単位認定を一定の範囲内で可能とすることが示されている。この通知に伴い、「学校教育法施行規則第96条第2項第2号の規定に基づくメディアを利用して行う授業」について、対象生徒や実施方法、単位認定等については、約6割の地方公共団体が指針等を作成している（作成中・作成予定を含む）。「学校教育法施行規則第96条第4項の規定に基づく、疾病による療養のため又は障害のため、病院その他の適当な場所で医療の提供その他の支援を受ける必要がある生徒に対して、メディアを利用して行う授業の配信による単位

認定の状況」については、地方公共団体の4割が指針等を示しているが、6割は各高等学校の判断となっている。

今後、地方公共団体において不登校児童生徒対策に向けた取組にICTを活用することについて、成果等を整理していくためにも好事例を積極的に共有していく必要がある。

(国への要望事項)

ICTの効果的な活用に向け、次のことを要望する。

- ・メタバースの活用による効果的な事例の情報提供
- ・遠隔授業における効果的な事例の情報提供

全国都道府県教育長協議会第3部会
研究課題「不登校児童生徒対策に向けた取組」
全国調査について【都道府県・指定都市版】

0 属性

Q1 都道府県名

Q2 所属

Q3 担当者・連絡先

1 不登校要因の正確な把握について

文部科学省では毎年度、学校を対象に「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下、問題行動等調査）を実施しているが、教師と児童生徒本人との認識の差によって、不登校の要因が「無気力・不安」に偏っている現状を指摘する調査研究の結果もあり、令和5年度問題行動等調査からは項目見直しが行われた。不登校の未然防止や効果的な支援を行うため、児童生徒本人や保護者を対象とした調査を実施するなど、不登校の要因を正確に把握する必要があると考えられる。

(1)不登校要因の調査について

Q4

問題行動等調査について、令和5年度調査の項目見直しを踏まえた上で、調査の課題と考えていることがあれば教えてください。

例．・項目見直しで「不登校児童生徒について把握した事実」を回答することとなったが、これから分かることは不登校児童生徒の傾向と考えられる。要因を把握するためには、児童生徒本人への調査などが必要ではないか。

- ・より実効性のある取組みを進めるため、ケース会議においてスクールカウンセラー等の専門家の参加・分析が必要

Q8

スクールカウンセラーの配置状況及び一人あたりの配置時間を教えてください。

※各校種ごとにご回答ください。

- ア 全学校配置（全○校）
- イ 一部学校配置（○校／全○校中）
- ウ 中学校区ごとの配置
- エ その他（自由記述）

配置時間：（年○時間／一人）等回答しやすい書き方で回答してください。（自由記述）

Q9

不登校の早期発見・早期対応のためにスクールカウンセラーの配置はどのくらい必要だと考えますか。また、そのために必要だと感じる一人あたりの配置時間を教えてください。

- ア 全学校配置（全○校）
- イ 一部学校配置（○校／全○校中）
- ウ 中学校区ごとの配置
- エ その他（自由記述）

配置時間：（年○時間／一人）等回答しやすい書き方で回答してください。（自由記述）

Q10

スクールソーシャルワーカーの配置状況及び一人あたりの配置時間を教えてください。

※各校種ごとにご回答ください。

- ア 全学校配置（全○校）

イ 一部学校配置（○校／全○校中）

ウ 中学校区ごとの配置

エ その他（自由記述）

配置時間：（年○時間／一人）等回答しやすい書き方で回答してください。（自由記述）

Q11

不登校の早期発見・早期対応のためにスクールソーシャルワーカーの配置はどのくらい必要だと考えますか。また、そのために必要だと感じる一人あたりの配置時間を教えてください。

ア 全学校配置（全○校）

イ 一部学校配置（○校／全○校中）

ウ 中学校区ごとの配置

エ その他（自由記述）

配置時間：（年○時間／一人）等回答しやすい書き方で回答してください。（自由記述）

Q12

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、有資格者の配置状況を教えてください。

スクールカウンセラー （○人/全配置○人）

スクールソーシャルワーカー （○人/全配置○人）

Q13

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、人員確保の課題があれば教えてください。（自由記述）

例．有資格者が少なく確保に苦慮、なり手不足

(2)心の健康観察について

Q14

一人一台端末等を活用した心の健康観察を導入していますか。

ア 導入している（一部導入及び予定を含む）（導入アプリ：）

イ 検討中

ウ 導入していない

Q15

（Q14 でアを選択し、導入済の場合）心の健康観察を導入したことによる効果は何ですか。（自由記述）

例．小さな変化への気づき、端末を活用した相談方法の確保

Q16

（Q14 でアを選択し、導入済の場合）心の健康観察を運用するにあたり課題は何ですか。（自由記述）

例．教職員の負担とならない実施の検討、データの効果的な活用法

Q17

（Q14 でアを選択し、導入済の場合）心の健康観察のデータと他のデータ（テスト結果等）を組み合わせた、分析を行っていますか。

ア 行っている（他のデータ：）

イ 行っていない

Q18

（Q17 でアを選択した場合）分析結果の活用方法とその成果について教えてください。（自由記述）

Q19

（Q14 でイ・ウを選択した場合）心の健康観察を導入する際の課題は何ですか。

（自由記述）

例．導入・運用に係る予算の確保、教職員の趣旨理解

3 不登校児童生徒の学びの場の確保、学びの継続について

不登校児童生徒の一人一人のニーズに応じた多様な学びの場の確保のため、校内教育支援センターや教育支援センター、学びの多様化学校の設置が進められている。また、公的機関外の学びの場の確保として、フリースクール等民間支援団体との連携や自宅等でのICTを活用した遠隔授業の実施が進められている。

(1)校内教育支援センターについて

Q20

現在（R6.5.1時点）、都道府県・指定都市立の学校に校内教育支援センターの機能をもつ教室（以後、校内教育支援センター）が設置されていますか。※各校種ごとにご回答ください。

- ア 設置している（○校／全○校）
- イ 設置していない

Q21

Q20でアを選択した場合、校内教育支援センターに専任の人員を配置していますか。※各校種ごとにご回答ください。

- ア はい（○校）
- イ いいえ

Q22

Q21でアを選択した場合、専任の人員の状況を教えてください。

- ア 常勤職員（本務者）
- イ 非常勤職員（会計年度職員）
- ウ その他（自由記述）

Q23

Q22 でアを選択した場合、各校当たり専任の人員を何名配置していますか。

※各校種ごとにご回答ください。

※学校で異なる場合は（〇～〇名／1校）と回答してください。

（〇名／1校）

Q24

Q22 でイやウを選択した場合、各校当たりの専任の人員の配置人数及び配置時間を教えてください。

※各校種ごとにご回答ください。

※学校で異なる場合は（〇～〇名／1校）と回答してください。

（〇名／1校）

（年〇時間／1人）

Q25

校内教育支援センターを設置した際、どのような内容の充実が必要だと思いますか。※複数選択可

ア SC や S S W の配置

イ 専任の人員の配置

ウ 相談やカウンセリングの実施

エ 適切な予算の確保

オ 環境整備

カ スタッフの研修・育成、生徒・保護者への周知

キ その他（自由記述）

(2)教育支援センターについて

Q26

都道府県・指定都市教育委員会が所管する教育支援センターは都道府県・指定都市内に何カ所設定されていますか。また、高校生が利用対象となっていますか。

(○カ所)

- ア はい
- イ いいえ

Q27

Q26 で設置している旨の回答した場合教育支援センターにおいて、学校とオンラインでの遠隔授業等を実施できる状況ですか。

- ア はい
- イ いいえ

Q28

学校外の公的機関（教育支援センターなど）において相談・指導を受けている場合において「指導要録上の出席扱い」に関するガイドライン等を作成していますか。

- ア 作成している
- イ 作成していない

Q29

今後、教育支援センターを運営するに当たって、どのような内容の充実が必要だと思いますか。※複数選択可

- ア 専門スタッフの増員
- イ 予算の増額
- ウ 施設の改善・拡充
- エ スタッフの研修・育成
- オ 他機関との連携強化
- カ その他（自由記述）

(3) 学びの多様化学校について

Q30

現在（R6.5.1時点）、都道府県・指定都市立の学びの多様化学校が設置

されていますか。設置されているとすれば、設置校数は何校ですか。また、今後、都道府県・指定都市立の学びの多様化学校を設置する予定がありますか。

- ア 設置済（○校）
- イ 設置する予定がある
- ウ 設置する予定はない

Q31

学びの多様化学校の設置について、支障となる設置要件やその他課題は何ですか。（自由記述）

例．既存校と別の敷地に設置する際の、教職員や土地・施設等の確保

(4)フリースクールについて

Q32

フリースクール等民間支援団体に通う児童生徒について、都道府県・指定都市教育委員会の独自調査により人数を把握していれば教えてください。

- ア 把握している（ 人（○年○月時点））
- イ 把握していない

※各校種ごとにご回答ください。

Q33

都道府県・指定都市教育委員会とフリースクール等民間支援団体とが会議等で情報共有を行っていますか。（回数）

- ア はい
- イ いいえ

Q34

指導要録上出席扱いとできるフリースクール等民間支援団体を認定するガイドライン等を作成していますか。

- ア はい
- イ 作成中
- ウ 検討中
- エ いいえ

Q35

フリースクール等民間支援団体の利用者への支援を行っていますか。
行っている場合、その内容と支援にあたっての課題は何ですか。

例．交通費の補助、利用料の補助

- ア はい ()
- イ 検討中
- ウ いいえ

Q36

フリースクール等民間支援団体の運営面への支援を行っていますか。
行っている場合、その内容と支援にあたっての課題は何ですか

例．運営費補助金、人件費への支援

- ア はい ()
- イ 検討中
- ウ いいえ

Q37

学校や都道府県・指定都市教育委員会とフリースクール等民間団体との連携をより充実するために、必要だと感じる点は何ですか。

- ア 予算の増額
- イ 指導主事等の研修や育成
- ウ 定期的な連携会議の開催
- エ 保護者や地域社会の理解と協力
- オ その他（自由記述）

(5)ICT の活用について

Q38

学校内外の機関等で支援（相談・指導等）を受けていない不登校児童生徒について、都道府県・指定都市教育委員会の独自調査により人数を把握していれば教えてください。

ア 把握している（ 人（○年○月時点））

イ 把握していない

※各校種ごとにご回答ください。

Q39

メタバースを活用した不登校支援を行っていますか。

ア 行っている（一部実施及び予定を含む）

イ 検討中

ウ 行っていない

Q40

（Q39 でアを選択し、導入済の場合）メタバースを導入したことによる効果は何ですか。（自由記述）

例．不登校児童生徒が家から出るきっかけとなった

Q41

（Q39 でアを選択し、導入済の場合）メタバースを運用するにあたり課題は何ですか。（自由記述）

例．メタバース対象地域の拡大・広域化のための予算の確保

Q42

（Q39 でイ・ウを選択した場合）メタバースを導入する際の課題は何ですか。

（自由記述）

例．導入・運用に係る予算の確保、担当教員の確保

Q43

学校教育法施行規則第 96 条第 2 項第 2 号の規定に基づくメディアを利用して行う授業について、対象生徒や実施方法、単位認定等について、教育委員会で指針等を作成し、学校へ周知していますか。

- ア 作成し、周知している
- イ 作成中であり、今後周知する。
- ウ 作成予定
- エ 作成する予定はない（学校判断）

Q44

学校教育法施行規則第 96 条第 4 項の規定に基づく、疾病による療養のため又は障害のため、病院その他の適当な場所で医療の提供その他の支援を受ける必要がある生徒に対して、メディアを利用して行う授業の配信により単位認定を行った実績を把握していますか。

- ア 教育委員会で指針等を示しており、単位認定を行った実績を把握している。
- イ 教育委員会で指針等を示しているが、単位認定を行った実績を把握していない。
- ウ 各学校で判断し、単位認定を行った実績がある。
- エ 各学校で判断し、単位認定を行った実績がない。

（施行規則第 96 条第 2 項第 2 号の規定に基づくメディアを利用して行う授業について）

Q45

対象生徒について、指針等で基準を示していますか。

- ア 示している
- イ 示していない

Q46

「留意事項」第 1 の 8 にある「主として対面により授業を実施するも

のであり、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると各高等学校等の判断において認められるもの」について、基準等を示していますか。

- ア 示している
- イ 示していない

Q47

メディアを利用して行う授業に対象生徒が参加した場合、出席の扱いについて、基準を学校に示していますか。

- ア 示している
- イ 示していない

(施行規則第 88 条の 4 に規定される「通信教育」について)

Q48

対象生徒について、指針等で基準を示していますか。

- ア 示している
- イ 示していない

Q49

学校が通信教育を実施する際に、教員等の人的措置を行う予定がありますか。

○年度当初からの場合

- ア 予定はある
- イ 予定は無い
- ウ すでに行っている

○年度途中からの場合

- ア 予定はある
- イ 予定は無い
- ウ すでに行っている

Q50

実際に全日制課程又は定時制課程において、通信教育を実施している学校はありますか。

ア ある

イ ない

ウ 把握していない

4 その他

Q51

不登校児童生徒対策全体に関して、特色ある独自の取組みや国への要望等があれば教えてください。

全国都道府県教育長協議会第3部会構成員名簿

岩手県教育委員会教育長	佐藤一男
山形県教育委員会教育長（研究担当）	高橋広樹
山梨県教育委員会教育長	降旗友宏
静岡県教育委員会教育長（主査）	池上重弘
福井県教育委員会教育長	藤丸伸和
三重県教育委員会教育長	福永和伸
大阪府教育委員会教育長	水野達朗
広島県教育委員会教育長（研究担当）	篠田智志
山口県教育委員会教育長	繁吉健志
愛媛県教育委員会教育長	高岡哲也
福岡県教育委員会教育長	寺崎雅巳
沖縄県教育委員会教育長	半嶺満

不登校児童生徒対策に向けた取組について

(令和6年度研究報告書 No.3)

全国都道府県教育長協議会第3部会

令和7年3月発行

編集・発行

全国都道府県教育委員会連合会

〒100-0013

東京等千代田区霞が関3-3-1

尚友会館

電話 03-3501-0575
